

平成27年9月 7日 開会

平成27年9月28日 閉会

(定例第7回)

# 大山町議会会議録

(副本)

大山町議会

大山町告示第 118 号

平成 27 年第 7 回大山町議会定例会を次のとおり招集する

平成 27 年 9 月 3 日

大山町長 森田 増範

- 1 日 時 平成 27 年 9 月 7 日 (月) 午前 10 時  
2 場 所 大山町役場議場

---

**○開会日に応招した議員**

加 藤 紀 之	大 原 広 巳
大 杖 正 彦	圓 岡 伸 夫
遠 藤 幸 子	米 本 隆 記
大 森 正 治	杉 谷 洋 一
野 口 昌 作	近 藤 大 介
西 尾 寿 博	吉 原 美智恵
岩 井 美保子	岡 田 聡
西 山 富三郎	野 口 俊 明

---

**○応招しなかった議員**

なし

---

---

## 第 7 回 大 山 町 議 会 定 例 会 議 録(第 1 日)

平成 27 年 9 月 7 日 (月曜日)

---

### 議 事 日 程

平成 27 年 9 月 7 日 午前 10 時 開会

1 開会 (開議) 宣告

1 議事日程の報告

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 議案第 80 号 大山町個人情報保護条例の一部を改正する条例について
- 日程第 5 議案第 81 号 大山町手数料条例の一部を改正する条例について
- 日程第 6 議案第 82 号 大山町特別医療費助成条例の一部を改正する条例について
- 日程第 7 議案第 83 号 大山町職員の再任用に関する条例及び大山町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 8 議案第 84 号 米子市と大山町との可燃ごみ焼却事務の委託に関する規約を定める協議について
- 日程第 9 議案第 85 号 物品購入契約の締結について (遠距離通学用スクールバス)
- 日程第 10 議案第 86 号 物品購入変更契約の締結について (ワイヤーメッシュ柵)
- 日程第 11 議案第 87 号 平成 26 年度大山町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 12 議案第 88 号 平成 26 年度大山町土地取得特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 13 議案第 89 号 平成 26 年度大山町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 14 議案第 90 号 平成 26 年度大山町開拓専用水道特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 15 議案第 91 号 平成 26 年度大山町情報通信事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 16 議案第 92 号 平成 26 年度大山町夕陽の丘神田特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 17 議案第 93 号 平成 26 年度大山町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 18 議案第 94 号 平成 26 年度大山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 19	議案第 95 号	平成 26 年度大山町国民健康保険診療所特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 20	議案第 96 号	平成 26 年度大山町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 21	議案第 97 号	平成 26 年度大山町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 22	議案第 98 号	平成 26 年度大山町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 23	議案第 99 号	平成 26 年度大山町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 24	議案第 100 号	平成 26 年度大山町風力発電事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 25	議案第 101 号	平成 26 年度大山町温泉事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 26	議案第 102 号	平成 26 年度大山町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 27	議案第 103 号	平成 26 年度大山町索道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 28	議案第 104 号	平成 26 年度大山町水道事業会計決算の認定について
日程第 29	議案第 105 号	平成 27 年度大山町一般会計補正予算（第 3 号）
日程第 30	議案第 106 号	平成 27 年度大山町夕陽の丘神田特別会計補正予算（第 1 号）
日程第 31	議案第 107 号	平成 27 年度大山町公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）

---

**本日の会議に付した事件**

議事日程に同じ

---

**出席議員（16 名）**

1 番	加 藤 紀 之	2 番	大 原 広 巳
3 番	大 杖 正 彦	4 番	遠 藤 幸 子
5 番	圓 岡 伸 夫	6 番	米 本 隆 記
7 番	大 森 正 治	8 番	杉 谷 洋 一
9 番	野 口 昌 作	10 番	近 藤 大 介
11 番	西 尾 寿 博	12 番	吉 原 美 智 恵
13 番	岩 井 美 保 子	14 番	岡 田 聡
15 番	西 山 富 三 郎	16 番	野 口 俊 明

---

**欠席議員（なし）**

---

欠員(なし)

---

事務局出席職員職氏名

局長 …………… 手島千津夫 書記 …………… 提嶋護大

---

説明のため出席した者の職氏名

町長 ……………	森田増範	教育長 ……………	山根浩
副町長 ……………	小西正記	教育次長……………	齋藤匠
総務課長 ……………	酒嶋宏	人権・社会教育課長 ……	門脇英之
地方創生本部事務局長…	福留弘明	幼児・学校教育課長 ……	林原幸雄
企画情報課長 ……………	戸野隆弘	税務課長……………	岡田栄
建設課長 ……………	野坂友晴	水道課長 ……………	野口尚登
農林水産課長……………	山下一郎	農業委員会事務局…………	田中延明
福祉介護課長 ……………	松田博明	健康対策課長 ……………	後藤英紀
観光商工課長 ……………	持田隆昌	住民生活課長 ……………	森田典子
地籍調査課長 ……………	白石貴和	代表監査委員 ……………	後藤洋次郎

---

午前 10 時 00 分 開会

○局長（手島千津夫） 互礼を行います。一同起立。礼。着席。

---

開会・開議・議事日程

○議長（野口 俊明君） おはようございます。ただいまの出席議員は 16 人です。定足数に達しておりますので、平成 27 年第 7 回大山町議会定例会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

---

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（野口 俊明君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。本定例会の会議録署名議員は、会議規則第 125 条の規定によって、3 番 大杖正彦君、4 番 圓岡伸夫君を指名します。

---

日程第 2 会期の決定

○議長（野口 俊明君） 日程第 2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から9月28日までの22日間としたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口 俊明君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から9月28日までの22日間に決定しました。

---

### 日程第3 諸般の報告

○議長（野口 俊明君） 日程第3、諸般の報告を行います。

地方自治法第121条の規定により、本会期中の会議に説明のため出席を求めた者の職・氏名は、お手元に配布の議案説明員報告書のとおりであります。

次に、監査委員から、お手元に配布のとおり、例月出納検査結果の報告がありました。検査資料は、事務局にありますので閲覧してください。

本日までに受理した陳情は、お手元に配付しました「陳情文書表」のとおり、所管の常任委員会に付託しましたので報告します。

次に6月定例会において可決した意見書は、6月25日に関係方面へ提出いたしました。

本定例会に町長から提出された議案は、お手元に配布の提出案件表のとおりであります。

次に町長から、政務報告から報告第14号 議会権限に属する事項中、町長において専決処分すべき事項に係る報告についてまで、計7件の報告の申出があります。これを許します。町長 森田 増範君。

○町長（森田 増範君） はい、議長。

○議長（野口 俊明君） 森田町長。

○町長（森田 増範君） 皆さんおはようございます。本日からの9月定例議会よろしくお願ひ申し上げます。

それでは、平成27年9月定例議会における政務報告につきまして、6月定例議会以降における各種事務事業の取組み状況につきましてその主なものをご報告申し上げます。まず総務課関係であります。

1点目に、消防ポンプ操法大会での活躍についてであります。

第57回鳥取県西部地区消防ポンプ操法大会が6月7日、米子市の鳥取県消防学校で開催され、大山町消防団から中山第3分団、名和分団、大山第3分団が出場し、名和分団が3位となりました。

2点目に、第4次行財政改革大綱の策定についてであります。

本町では、社会情勢や地域社会の状況の変化を踏まえ、簡素で効率的な行政運営を行うために、行財政改革を進めております。平成28年度から実施する第4次の行財政大

綱と集中改革プランを策定するため、6月2日に第1回の審議会を開催、8月27日の第3回会議において、第4次行革大綱の素案が了承されました。今後は、実施計画（集中改革プラン）の策定に取り組み12月を目途に答申を頂く予定となっております。

3点目に、町の花・町の木選定委員会の開催についてであります。

今年合併10周年を迎えるにあたり、町のシンボルとして「町の花」「町の木」を制定するため町の花・町の木選定委員会を設置しました。委員会では、併せて町民歌の制定につきましてもご検討いただくこととし、6月4日に第1回の委員会を開催いたしました。町民の皆さんからの公募結果をもとに8月の20日、第2回目の委員会を開催をし、「町の花」には「ハマナス」を、「町の木」には「ダイセンキャラボク」を、そして町民歌としては「大山賛歌」とすることの答申をいただきました。なお、大山町町民憲章につきましては、4件のご意見をいただいているところであります。

次に、企画情報課関係であります。

1点目に、「大山町未来づくり10年プラン（大山町総合計画）」の策定状況についてであります。昨年度までに素案策定委員会である「大山未来会議」で、ワークショップを中心とした素案策定作業をおこなっていただき、今年度は、町内各種団体の実務者的立場の方と役場管理職で構成する「総合計画策定委員会」で、この素案を検討、また6月26日には、計画の基本構想につきまして大山町総合計画審議会へ諮問をし、現在ご審議をいただいております。12月議会には、議案として提案させていただく予定でございます。

2点目に、「第13回甲川溪流まつり」についてであります。

8月2日（日）に、中山まちづくり実行委員会主催により開催され、町内外から親子連れなど約330人の多い参加がありました。晴天のなか、魚のつかみ取り・バーベキュー・上流探検などの実施をされて、日本百名谷の「甲川渓谷」、これを堪能していただいたところであります。

3点目の「だいせんファンクラブ交流会」についてであります。8月30日日曜日に、本年は東京で開催をし、会員・来賓・スタッフ合わせて約40名の出席となりました。交流会では、最近の町の動きを映像で紹介をし、また参加された皆様には、ふるさと納税のお願いや、特産品を味わいながらふるさとの話に花を咲かせていただき、交流を深めていただくことができました。

次に住民生活課関係であります。

1点目に、海の日海岸清掃についてであります。

7月20日に「第16回海の日海岸清掃」を行い、地域の環境美化と意識の啓発を図りました。昨年に引き続き、まちづくり所子地区会議の参画を得て、地元の集落やスポーツ少年団、子ども会など、あわせて約300人の方に参加をしていただき、約1.4トンのゴミを収集することができました。今後も海岸の清掃活動を推進して参りたいと存じま

す。

2点目に、臨時福祉給付金事業及び子育て世帯臨時特例給付金事業についてであります。

平成26年4月からの消費税引き上げに伴い、所得の低い方や子育て世帯の負担を緩和するために、27年度も2つの給付金事業が実施され、本町でも申請の受付を開始しました。今年度の両給付金の支払いは、国の定めにより10月以降になります。広報紙などで、対象となる方に申請をしていただくよう周知を図ってまいりたいと存じます。

次に、福祉介護課関係であります。

大山町福祉大会・ボランティアフェスティバル&大山町男女共同参画フォーラムについてであります。

6月14日、日曜日に保健福祉センターなわを会場に大山町社会福祉協議会、町教育委員会主催、また町、そして大山町人権・同和教育推進協議会の共催により開催をいたしました。大会テーマを「共に生きる社会をめざして」として午前中は、男女共同参画フォーラムとして映画の上映と、NPO法人ウィメンズアクションネットワーク理事長の上野千鶴子さんのトークイベントを行いました。午後からは「ご近所の底力で住民主導の街づくり」と題して堀尾正明さんの講演、また町内福祉施設の皆さんの作品展示、各種バザーなど、これからのまちづくりや本町の福祉と人権の取組の一端にふれた一日でありました。

次に、健康対策課関係であります。

健康教室につきまして、6月上旬から7月中旬にかけて、「生活習慣病とその予防」をテーマにしたこの健康教室を、鳥取大学医学部と連携をし、集落公民館など27会場で実施をいたしました。2、3の集落が合同でされたこともありまして、対象となった集落は延べ30集落で、395人の方にご参加をいただいたところであります。鳥取大学の医学生が主体となって生活習慣病予防の具体的な研修や、血圧、血糖関連の測定など、また女性はもとより男性の参加が多く、健康への意識向上を図ることができました。

なお、好評でありましたので、鳥取大学と調整をして第2弾の健康教室を10月から実施する予定といたしております。

次に、農林水産課関係であります。

1点目に地域おこし協力隊員の活動についてであります。

農業分野で活動しております4名の地域おこし協力隊員は、6月下旬に取り組みの作物を決められました。梨が2名、白ネギとブロッコリーが各1名で、7月から担当のアグリマイスターさんのもとで本格的に研修をしています。協力隊は、5カ月の農業研修で、たくましく成長してきておられます。引き続き、地域の皆さんや関係者の皆さんのご指導・ご協力をお願いを申し上げます。

2点目に、下蚊屋水力発電運転の開始についてであります。



畑地かんがいのため国営事業で設置しました下蚊屋ダムに、水力発電所が建設され、7月から発電が始まりました。売電収益は、畑かん施設の維持管理費にも充当することが認められ、負担軽減に繋がることとなりました。

3点目のしっかり守る農林基盤交付金事業についてであります。

町内を6工区に分け、水路の改修、暗渠排水、農道改修等の工事を8月に発注し、年内完成を目指し現在施工中であります。

4点目に台風15号による農作物被害についてであります。

8月25日の大風により梨やリンゴで5~10%程度の落下被害がありました。飼料用トウモロコシは約14ヘクタールで倒伏をし、約5割程度の減収が見込まれているところでもあります。被害額は、約2,500万円となっております。

次に、観光商工課関係であります。

1点目に、各種イベントの実施についてであります。

例年好評を得ておりますところの大山お盆の大献灯は、初日があいにくの雨で若干少ない入り込みでありましたけれども、2日目、3日目ともに好天に恵まれ、3日間の合計では約8,000名の皆様にお越しいただいたところでありました。好評を得ており、来年以降も充実を図って参ります。また8月23日の大山参道ぐーちゃん祭りも好天で、こちらも昨年以上のお客様にお出かけいただいたところでありました。

2点目に、一般財団法人大山恵みの里公社決算状況等についてであります。

公益事業・収益事業を併せた公社全体では、収入（これは営業外収入を含みますけれども）これが3億2,835万円、支出が3億2,512万円、収支は323万円の黒字となりました。収益事業部門では、道の駅が平成25年12月の山陰道開通の影響で、入り込み客数が前年度比16%減少となり、売上も同程度減少いたしました。この減収分を、ふるさと納税お礼品の取り扱いや、流通部門の売上増加がカバーをして、収益事業部門全体としては約2億7,000万円の売上を計上いたしました。また、加工場の製造出荷高も約3,200万円、これは前年比で724万円の増ということになりました。

一方、町からの指定管理料・補助金収入は約300万円の減少、人件費や諸経費の増加もあり、収益事業部門の税引き後、当期純利益は400万円の黒字ということになりました。

公益事業に関しましては、生産者部会、協議会、関連機関と連携しての出荷拡大また出荷支援活動、加工食品に関する講習会、町内外のイベント等を活用した町内製品の販路拡大PR活動、各種メディアを活用した道の駅・町内製品のPR活動等を実施いたしましたところでありました。

次に地籍調査課関係であります。

平成26年度に2年目で工程を終了した地区の登記についてであります。

平成26年度に2年目工程を終了した、中山地区の田中、栄田、潮音寺、石井垣の一

部は県の認証を受け法務局へ登記申請中で、大山地区の妻木、富岡、長田の一部、大山の博労座付近は法務局登記が完了いたしました。

次に、建設課関係であります。

1点目に、道路改良事業につきましては、測量・設計業務を4件発注委託をし、業務遂行中であります。また、道路改良工事8件を請け負い施工中であります。

2点目に、小規模急傾斜地崩壊対策事業についてであります。

豊成地内におきまして業務委託1件発注委託をし、業務遂行中であります。また東谷地内、八重地内におきまして、崩壊対策工事2件を請け負い施工中であります。

3点目に、平成27年7月豪雨についてであります。

梅雨前線などによります、7月22日の豪雨により、土木施設のうち準用河川1箇所が被災をしたため、早期の復旧をめざすことといたしているところであります。

次に、幼児・学校教育課関係であります。

1点目に、名和給食センター屋根・外壁改修工事につきましては、この改修工事を、有限会社 林原工業が請け負い、施工中であります。

2点目に、大山町総合教育会議についてであります。

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の改正に基づき、第1回大山町総合教育会議を7月30日に開催をし、大山町教育等に関する「大綱」を定めました。

次に人権・社会教育課関係であります。

1点目に、大山町・嘉手納町人材育成交流事業についてであります。

8月の4日から7日までの4日間、町内各小学校の児童16名と引率者3名が、人材育成交流事業として沖縄県嘉手納町を訪ねたところであります。児童たちは、4回の事前学習を重ねた上で平和祈念公園や因伯の塔などを訪ね、沖縄の歴史や文化、平和の大切さについて深く学ぶとともに、透きとおる青いナビビーチ、海水浴など美しい自然を体感することができました。また民泊を通して異なる文化の体験や、嘉手納町児童との交流を通して、友情を深めるなど多くの成果を得たところであります。

2点目に、人権・同和教育推進者養成講座の実施についてであります。

各種企業、団体の人権・同和問題学習を推進するためのリーダー育成、活動の活性化を目的として、企業、そしてPTAを対象として実施をいたしております。PTAを対象とした講座では「子どもの自尊感情について」、また企業等を対象とした講座は「同和問題の解決に向けて」というテーマで実施をし、述べ78名受講をいただいたところであります。今後、人権・同和教育推進のリーダーとしての活躍を期待するものであります。

3点目に、みんなの人権セミナーの実施についてであります。

同和問題をはじめ、あらゆる人権問題の正しい理解と認識を深め、人権・同和問題学習の推進と実践活動に向けた資質の向上を目的として、町民及び町内事業所勤務者など

を対象に実施いたしているところであります。8月末までに全日程7回の内の3回を終了し、参加者は246名であります。また、今年度も「スタンプラリー」に取り組み、対象講座を増やすなど参加者の増を図っているところであります。

最後に徴収金の関係であります。

未収金の収納に向けて27年度も各課が、督促、電話催告、臨戸訪問等の外、法的処分による徴収に取り組んでまいっております。各課の徴収実績は別添の一覧表のとおりであります。また6月以降の各課の取り組みにつきましては、次のとおり記しておりますので、目を通していただきますようよろしくお願いを申し上げます。

以上で政務報告を終わります。

続きまして報告第9号 平成26年度決算に基づく大山町健全化判断比率の報告についてであります。

本案は、平成19年6月に公布された「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」第3条の規定により、平成26年度決算に基づく大山町健全化判断比率を、議会にご報告するものでございます。

健全化判断比率の指数で実質赤字比率は、普通会計の実質赤字が標準財政規模に占める割合。連結実質赤字比率は、全会計の実質赤字が標準財政規模に占める割合。実質公債費比率は、一般会計等が負担する公債費が標準財政規模に占める割合。将来負担比率は一般会計等が将来負担すべき債務が標準財政規模に占める割合。この4つの指標で判断するものでございまして、本町の指数はお手元に配布をいたしております別紙のとおりでございます。目を通していただきたいと思います。以上で、報告の説明を終わります。

続きまして、報告第10号 平成26年度決算に基づく大山町資金不足比率の報告についてであります。

本案は、平成19年6月に公布された「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」第22条の規定により、平成26年度決算に基づく大山町資金不足比率を、議会にご報告するものであります。資金不足比率は公営企業会計が対象で、資金不足額が事業規模に占める割合を示すものであります。本町では、赤字決算の公営企業会計はございませんので、別紙のとおりとなっております。以上で、報告の説明を終わります。

次に報告第11号 平成26年度大山恵みの里公社収入支出決算についてであります。

本案は、地方自治法第243条の3第3項及び地方自治法施行令第173条の規定に基づき、一般財団法人大山恵みの里公社の平成26年度決算に係る書類を提出するものであります。これは、地方自治法第221条第3項及び地方自治法施行令第152条第1項第2号の規定により、町が100%出資しております同公社につきまして、経営状況を説明する資料を議会に提出する必要があることとされていることによるものであります。

以上で、報告の説明を終わります。

次に報告第 12 号 平成 27 年度大山恵みの里公社収入支出予算についてであります。

本案は、地方自治法第 243 条の 3 第 3 項及び地方自治法施行令第 173 条の規定に基づき、一般財団法人大山恵みの里公社の平成 27 年度事業計画に係る書類を提出するものであります。これは、地方自治法第 221 条第 3 項及び地方自治法施行令第 152 条第 1 項第 2 号の規定により、町が 100%出資しております同公社につきまして、経営状況を説明する資料を議会に提出する必要があることとされていることによるものであります。

以上で、報告の説明を終わります。

次に報告第 13 号、第 14 号 「議会権限に属する事項中、町長において専決処分すべき事項に係る報告についてでございます。説明をさせていただきます。

本案は議会権限に属する事項中、町長において専決処分すべき事項の指定についての規定に基づき専決処分をいたしましたので、地方自治法第 180 条第 2 項の規定に基づき報告するものでございます。損害賠償の額、相手方、事故の概要はお手元に配布いたしております報告書のとおりであります。以上で、報告の説明を終わります。よろしくお願い申し上げます。

○議長（野口 俊明君） これで諸般の報告を終わります。

---

#### 日程第 4 議案第 80 号～日程第 8 議案第 84 号

○議長（野口 俊明君） 日程第 4、議案第 80 号 大山町個人情報保護条例の一部を改正する条例についてから、日程第 8、議案第 84 号 米子市と大山町との可燃ごみ焼却事務の委託に関する規約を定める協議についてまで、計 5 件を一括議題とします。提案理由の説明を求めます。町長 森田増範君。

○町長（森田 増範君） はい、議長。

○議長（野口 俊明君） 森田町長。

○町長（森田 増範君） ただいまご上程いただきました議案第 80 号 大山町個人情報保護条例の一部を改正する条例につきまして提案理由の説明を申し上げます。

本案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法）これの施行に伴い、本町が保有する特定個人情報につきまして、適正な取り扱いの確保及び開示等の実施につきまして必要な措置を講ずるための規定の改正、その他所要の改正を行うものであります。

改正の主な内容といたしましては、番号法におきまして特定個人情報の目的外利用ができる場合につきましては、一般の個人情報よりもさらに厳格に限定されており、本条例においてもこれと同様の規定を設けるため特定個人情報の目的外利用及び提供の取扱いを新設するもの、現行条例におきまして開示請求はやむを得ない場合のみ代理人によ

る請求を認めておりますが、特定個人情報の開示につきましては本人の委任があれば法定及び任意の代理人による請求を認める規定を追加するもの、特定個人情報について不正な取扱いがあった場合の利用停止請求を認める規定を追加するものであります。

なお、この条例の施行は、平成 27 年 10 月 5 日といたしております。以上で提案理由の説明を終わります。

続きまして、議案第 81 号 大山町手数料条例の一部を改正する条例につきまして提案理由の説明を申し上げます。

本案は、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法）これの施行に伴い、通知カード及び個人番号カードの再交付手数料の規定の追加並びに、住民基本台帳カードの交付手数料廃止の改正を行うものであります。

改正の内容といたしましては、番号法において第 1 条では、平成 27 年 10 月から年内にかけて、大山町に住所を登録しているすべての方に郵送される通知カードの再交付手数料の規定を追加をし、第 2 条では、本人申請により平成 28 年 1 月から交付となる個人番号カードの再交付手数料の規定を追加するとともに、番号法の施行に伴い平成 27 年 12 月 31 日で交付を終了する住民基本台帳カードの交付手数料を廃止するものであります。

なお、この条例の施行日は、第 1 条を平成 27 年 10 月 5 日、第 2 条を平成 28 年 1 月 1 日としております。以上で提案理由の説明を終わります。

続きまして議案第 82 号 大山町特別医療費助成条例の一部を改正する条例につきまして提案理由の説明を申し上げます。

本案は、鳥取県特別医療費助成条例の一部を改正する条例が平成 27 年 6 月 30 日に公布をされ、平成 28 年 4 月 1 日から施行されることに伴い、本町におきましても少子化対策及び子育て世帯の経済的負担の軽減を図る観点から県条例の一部改正と同趣旨の改正を行うものであります。

改正の主な内容といたしましては、子どもに係る特別医療費の助成の対象を現行 15 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある者から 18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある者に拡大、従来から国民健康保険法第 116 条に規定されている「修学中の被保険者の特例」について、特別医療費助成制度においてもこの規定に準じ運用していたものをこの度の改正に併せて、明文化するものであります。なお、この条例の施行は平成 28 年 4 月 1 日といたしております。以上で提案理由の説明を終わります。

続きまして議案第 83 号 大山町職員の再任用に関する条例及び大山町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例につきまして提案理由の説明を申し上げます。

本案は、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する

法律により、平成 27 年 10 月 1 日から施行されることに伴い、関係条例について所要の改正を行うものでございます。

改正の主な内容といたしまして、まず第 1 条の「大山町職員の再任用に関する条例」につきましては、現行条例で引用している地方公務員等共済組合法の条項が厚生年金保険法の条項に改められたことに伴い規定の整理を行うものであります。第 2 条の「大山町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例」につきましては、国家公務員共済組合法及び地方公務員等共済組合法の規定による障害共済年金及び遺族共済年金に係る規定を削るものであります。

なお、この条例の施行は、平成 27 年 10 月 1 日といたしております。以上で提案理由の説明を終わります。

次に議案第 84 号 米子市と大山町との可燃ごみ焼却事務の委託に関する規約を定める協議についてであります。提案理由の説明を申し上げます。

本案は、本町において焼却処理できない可燃ごみの処理を、平成 23 年度から規約を定めて米子市に委託をいたしておりますが、この期間が平成 28 年 3 月 31 日に満了となるため、米子市への委託を継続するよう、改めて規約を定めることを協議するもので、地方自治法の規定に基づき、議会の承認を求めるものであります。この規約の施行日は平成 28 年 4 月 1 日であります。以上で提案理由の説明を終わります。よろしく願いを申し上げます。

---

#### 日程第 9 議案第 85 号

○議長（野口 俊明君） 次に日程第 9、議案第 85 号 物品購入契約の締結について（遠距離通学用スクールバス）を議題にします。本議案については、本日、質疑・討論・採決まで行います。それでは提案理由の説明を求めます。町長 森田 増範君。

○町長（森田 増範君） はい、議長。

○議長（野口 俊明君） 森田町長。

○町長（森田 増範君） 議案第 85 号 物品購入契約の締結につきまして（遠距離通学用スクールバス）、これの提案理由の説明を申し上げます。

本案は、物品購入契約を締結することにつきまして地方自治法第 96 条第 1 項第 8 号及び大山町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により、本議会の議決を求めるものでございます。遠距離通学用スクールバス購入につきまして、8 月 27 日に町内の 4 業者を指名をし、指名競争入札を実施した結果、税込み金額 551 万円で、鳥取県西伯郡大山町御来屋 262 番地 4 鳥取西部農業協同組合名和支所支所長 角田真澄が落札をし、8 月 28 日に物品購入仮契約を締結いたしたところでございます。

なお、納入期限は平成 28 年 1 月 25 日といたしておるところであります。以上で提案

理由の説明を終わります。よろしくお願いを申し上げます。

○議長（野口 俊明君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○議員（4番 圓岡 伸夫君） 議長、4番。

○議長（野口 俊明君） 4番 圓岡 伸夫君。

○議員（4番 圓岡 伸夫君） たぶん買い換えだと思えますけれど、この551万円のなかに配車のための費用が含まれているのかどうかお聞きしたいと思えます。

それから先ほど納入は28年の1月25日ということであったかと思えますけれども、いろいろな報道によりますと最近バス業界非常に何か製造が間に合わないというようなことも報道されておりますけれども、それについてこの1月25日という日付で大丈夫かどうか確認しておきたいと思えます。

○町長（森田 増範君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 森田町長。

○町長（森田 増範君） 担当よりお答えさせていただきます。

○幼児・学校教育課長（林原 幸雄君） 議長、幼児・学校教育課長。

○議長（野口 俊明君） 林原幼児・学校教育課長。

○幼児・学校教育課長（林原 幸雄君） 圓岡議員のご質問にお答えします。

まず配車手数料ですが、これは含まれておりません。

次に1月25日の納期が大丈夫かということですが、業者との問い合わせではだいたい3カ月で完成をするということで回答いただいておりますので、大丈夫だというふうに考えております。以上です。

○議員（4番 圓岡 伸夫君） 議長、4番。

○議長（野口 俊明君） 圓岡 伸夫君。

○議員（4番 圓岡 伸夫君） それで配車のための費用が含まれていないということでしたけれども、これについてまあまた補正で出てくるのかなと思えますが、どれぐらい見込まれるのかお聞きしたいと思えます。

○幼児・学校教育課長（林原 幸雄君） 議長、幼児・学校教育課長。

○議長（野口 俊明君） 林原幼児・学校教育課長。

○幼児・学校教育課長（林原 幸雄君） 配車手数料につきましては、今まだ手続きに取り掛かっておりませんので、費用としてはちょっと見込んでおりません。

○議長（野口 俊明君） 他に質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口 俊明君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口 俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 85 号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[ 賛成者起立 ]

○議長（野口 俊明君） 起立多数です。したがって、議案第 85 号は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第 10 議案第 86 号

○議長（野口 俊明君） 日程第 10、議案第 86 号 物品購入変更契約の締結について（ワイヤーメッシュ柵）を議題にします。本議案も、本日、質疑・討論・採決まで行います。それでは提案理由の説明を求めます。町長 森田 増範君。

○町長（森田 増範君） はい、議長。

○議長（野口 俊明君） 森田町長。

○町長（森田 増範君） 議案第 86 号 ワイヤーメッシュ柵に係る物品購入変更契約の締結につきまして提案理由の説明を申し上げます。平成 27 年 8 月 21 日付で物品購入変更仮契約を締結いたしましたところでございます。

この物品購入変更契約を締結することにつきまして、地方自治法第 96 条第 1 項第 8 号及び大山町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により、本議会の議決を求めるものでございます。

変更の内容は、事業の見直しに伴い、鳥獣被害防止を目的として旧奈和地区に設置するワイヤーメッシュ柵の設置規模が拡大したため事業費を増額するものでございまして、変更後の契約金額は 748 万 6,560 円で、元請負代金に対する増減額は、154 万 6,560 円の増額であります。

なお、納入期限は平成 27 年 10 月 15 日といたしているところであります。以上で、提案理由の説明を終わります。よろしくお願いを申し上げます。

○議長（野口 俊明君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

[ 「なし」と呼ぶ者あり ]

○議長（野口 俊明君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

[ 「なし」と呼ぶ者あり ]

○議長（野口 俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから議案第 86 号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[ 賛成者起立 ]

○議長（野口 俊明君） 起立多数です。したがって、議案第 86 号は原案のとおり可決されました。



----- . -----

日程第 11 議案第 87 号～日程第 87 議案第 104 号

- 議長（野口 俊明君） 日程第 11、議案第 87 号 平成 26 年度大山町一般会計歳入歳出決算の認定についてから、日程第 28、議案第 104 号 平成 26 年度大山町水道事業会計決算の認定についてまで、計 18 件を一括議題とします。提案理由の説明を求めます。町長 森田 増範君。
- 町長（森田 増範君） はい、議長。
- 議長（野口 俊明君） 森田町長。
- 町長（森田 増範君） それでは議案第 87 号 平成 26 年度大山町一般会計歳入歳出決算の認定につきまして提案理由の説明を申し上げます。

本案は、平成 26 年度大山町一般会計歳入歳出決算につきまして地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、監査委員の意見を付して提案いたしておりますので、認定のほどよろしくお願いを申し上げます。

決算の概要につきましては、決算書 295 ページの「実質収支に関する調書」に記載をいたしておりますが、歳入総額 107 億 9,617 万 9,584 円に対して、歳出総額 103 億 2,407 万 5,217 円で、歳入歳出差引額 4 億 7,210 万 4,367 円となっております。このうち、翌年度へ繰越すべき財源（繰越明許費繰越額）でございますが、5,615 万 3,000 円を控除いたしますと、本会計の実質収支額は、4 億 1,595 万 1,367 円でございます。

それでは、決算の概要につきまして、歳入から説明を申し上げます。

平成 26 年度大山町一般会計歳入決算額は、予算現額 109 億 8,154 万円に対しまして、調定額 109 億 1,844 万 3,262 円、収入済額 107 億 9,617 万 9,584 円でありまして、町税と分担金及び負担金 1,170 万 4,746 円を不納欠損いたしておりますので、収入未済額は、1 億 1,055 万 8,932 円となり、予算現額に対して 98.3%、調定額に対して 98.9%の収入状況となっております。未収金につきましては、25 年度と比較をいたしまして 219 万 8,096 円を減少いたしました。さらなる未収金の減少につきまして努力いたしてまいりますので、議員各位、また町民の皆様にもご理解を賜りますようお願い申し上げたいと存じます。

次に歳入の大きなウエイトを占める明細書 21 ページから 22 ページ、第 35 款地方交付税でございますが、決算額は 54 億 9,425 万 1,000 円でありまして、前年度比、額にして 5,147 万 5 選円の減、率にして 0.9%の減でありました。普通交付税は、平成 25 年度に比べて 4,619 万 8,000 円の減となっております。その理由といたしましては、制度廃止による地域の元気づくり推進費の皆減、単位費用の減による地域経済雇用対策費の減などが主な要因であるものと分析をいたしております。

特別交付税につきましては、普通交付税で措置されなかった老人ホーム入所者数の減、現年災害復旧に対する措置の減、これが主な要因となりまして 527 万 7,000 円の減とな

っております。

次に、歳出の概要につきましてご説明を申し上げます。

総括表 13 ページ、14 ページになりますが、平成 26 年度の一般会計歳出決算額は、予算現額 109 億 8,154 万円に対し、支出済額 103 億 2,407 万 5,217 円で、予算現額に対します執行率は、94%であります。また、翌年度に繰り越す額 1 億 8,285 万 4,000 円を控除した不用額は 4 億 7,461 万 783 円であります。

以上、平成 26 年度大山町一般会計の歳入歳出決算の概要につきましてご説明を申し上げますけれども、詳細につきましては、お手元に配付の平成 26 年度決算審査資料をご覧くださいますようによろしくお願いを申し上げます。

これで、提案理由の説明を終わります。

○議長(野口 俊明君) ただいま町長の説明の途中でありますが、一旦ここで休憩したいと思います。再開は 11 時 10 分とします。休憩いたします。

午前 11 時休憩

午前 11 時 10 分再開

○議長(野口 俊明君) 再開いたします。議員の皆さんには今朝、全員協議会でお願しておきましたが、執行部の皆さんにもお願いしておきます。この議場内には携帯電話の持ち込みは、傍聴者の皆さんも含めて禁止でありますので、よくご理解の上、入場をお願いします。

それでは再開いたします。町長、森田増範君。

○町長(森田 増範君) 議長。

○議長(野口 俊明君) 森田町長。

○町長(森田 増範君) 引き続きまして議案第 88 号 平成 26 年度大山町土地取得特別会計歳入歳出決算の認定につきまして提案理由のご説明を申し上げます。

本案は、平成 26 年度大山町土地取得特別会計歳入歳出決算が確定したことにとともに、地方自治法第 233 条第 1 項の規定により、議会の認定を求めるものでございます。本会計の歳入歳出決算額は、歳入 21 万 2,950 円、歳出 21 万 2,950 円で、歳入歳出差引残額は 0 円であります。

それでは歳入の主なものにつきまして説明をいたします。

第 5 款財産収入の第 5 項財産運用収入の利子及び配当金 21 万 2,909 円は、土地開発基金から生じた利子であります。

次に、歳出につきまして説明をいたします。

第 10 款諸支出金第 5 項公有財産取得費の 21 万 2,950 円は、土地開発基金への繰出金であります。なお、土地開発基金の現金残高は、平成 26 年度末現在 1 億 2,682 万 6,000 円となっております。以上で、提案理由の説明を終わります。

続きまして議案第 89 号 平成 26 年度大山町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳

出決算の認定についてであります。決算額は、歳入総額は2,113万1,118円で歳出総額は2,091万6,884円であります。歳入歳出差引残額は21万4,234円でございます。

まず歳入の主なものにつきまして説明を申し上げます。

第5款県支出金9万1,000円は、県からの貸付事業に係る補助金であります。第20款諸収入の主なものは、貸付金元利収入2,099万3,909円で収入未済額は、3億711万5,508円となっております。

次に歳出の主なものにつきましてご説明をいたします。

第5款総務費989万9,955円は、一般会計繰出金などであります。第10款公債費1,101万6,929円は元金及び利子の償還金であります。

以上で提案理由の説明を終わります。

次に議案第90号 平成26年度大山町開拓専用水道特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

歳入の決算総額1,437万3,867円に対し、歳出総額は、1,271万5,981円で差引残額165万7,886円を平成27年度大山町開拓専用水道特別会計に繰り越しをいたしております。

歳入につきましてご説明をいたします。

第5款管理収入981万6,951円は、計量給水料金であります。第10款使用料及び手数料1,080円は、工事検査手数料であります。第15款財産収入1万4,074円は、開拓専用水道施設整備基金利子であります。第30款諸収入72万192円は、預金利子、開拓水道施設管理負担金、水道設備に対する災害共済金等であります。

次に、歳出につきましてご説明をいたします。

第5款総務費1,271万5,981円のうち主なものをご説明をいたしますと、需用費の内、配水設備修繕料511万1,651円は管路及び止水栓等の修繕に係るものであります。委託料の58万1,360円は、水質検査業務及び検針委託料であります。工事請負費の216万6,480円は、神田地内配水管布設替工事の工事費であります。負担金補助及び交付金の200万円は、施設の維持管理負担金として、水道事業会計へ負担したものであります。積立金の101万4,074円は、将来の施設整備に備え、基金へ積み立てたものであります。以上で提案理由の説明を終わります。

続きまして議案第91号 平成26年度大山町情報通信事業特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。歳入歳出とも決算総額3億5,391万2,795円であります。

歳入につきましてご説明をいたします。

第5款分担金及び負担金102万円は、新規引込工事を行なった加入者の負担金であります。第10款使用料28万7,038円は、芯線等使用料であります。第15款財産収入4,088万6,160円は、中海テレビ放送への通信施設貸付料4,079万6,160円及び株配当金9万円あります。第20款繰入金3億927万3,062円は、起債償還金相当、人件費、

その他維持管理経費に係る一般会計からの繰入金であります。第 30 款諸収入 244 万 6,535 円は、支障移転工事の補償金 221 万 4,328 円、中海テレビ新規加入金半額相当分の配当 23 万 2,200 円等であります。

次に歳出につきましてご説明をいたします。

第 5 款総務費 1 億 2,883 万 7,746 円は、人件費、局舎電気代、光ケーブル等の修繕費、施設および機器設備の保守委託料、電柱等の使用料、支障移転工事費が主なものであります。第 10 款公債費 2 億 2,507 万 5,049 円は、起債償還金の元金 2 億 1,430 万 4,000 円及び利子 1,077 万 1,049 円であります。

以上で提案理由の説明を終わります。

続きまして議案第 92 号 平成 26 年度大山町夕陽の丘神田特別会計歳入歳出決算の認定についての提案理由の説明をいたします。

歳入総額 2,212 万 5,185 円に対し、歳出総額が 2,212 万 5,185 円と、差引残額はゼロとなっております。

歳入から主なものを説明をご説明を申し上げます。

鳥取県サッカー協会からの寄附金が 50 万円、一般会計からの繰入金が約 1,492 万 5,140 円、施設改修のための町債が辺地債 670 万円などあります。

次に歳出につきましては、総務費のうち施設運営経費である一般管理費が 1,202 万 7,185 円であり、その主な内容は鳥取県フットボールセンター職員人件費が約 299 万 2,914 円、施設修繕料が約 67 万 9,320 円、指定管理料 680 万円、仮設トイレリース料が約 70 万 2,000 円などあります。また施設の整備費が 1,009 万 8,000 円であり、屋外トイレ設置工事設計委託料が約 280 万 8,000 円、トイレ改修工事費が 729 万円などあります。以上で提案理由の説明を終わります。

続きまして議案第 93 号 平成 26 年度大山町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。歳入の決算総額 993 万 6,045 円に対し、歳出総額は、993 万 6,045 円で差引ゼロであります。

歳入につきまして説明いたします。

第 10 款使用料及び手数料の 478 万 9,992 円は、水道使用料及び検査手数料であります。第 20 款繰入金 464 万 9,085 円は、一般会計繰入金であります。第 30 款諸収入 49 万 6,968 円は、預金利子及び赤松水源取水設備修繕工事に対する災害共済金であります。

次に、歳出につきまして説明をいたします。

第 5 款総務費 581 万 381 円は、電気、修繕料など施設の維持管理費及び水質検査委託料など衛生管理費であります。第 15 款公債費 412 万 5,664 円は、借入金の元利償還金であります。以上で提案理由の説明を終わります。

続きまして議案第 94 号 平成 26 年度大山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

本会計におきましては、歳入総額が 24 億 9,703 万 9,164 円、歳出総額が 24 億 3,470 万 6,388 円となり、歳入歳出差引残額 6,233 万 2,776 円を翌年度に繰越すものであります。

歳入から主なものを説明を申し上げます。

第 5 款国民健康保険税は、収入済額が 4 億 7,698 万 7,824 円、不納欠損額 1,043 万 613 円、収入未済額 1 億 564 万 1,203 円で、収納率は、現年分が 94.54%、過年度分が 16.97%となっております。第 10 款使用料及び手数料 14 万 6,720 円は、督促手数料であります。第 15 款国庫支出金 5 億 5,378 万 8,892 円の主なものは、療養給付費等負担金であります。第 20 款前期高齢者交付金は、6 億 5,194 万 1,392 円であります。第 25 款療養給付費等交付金は、1 億 6,195 万 8,377 円であります。第 30 款県支出金 1 億 2,769 万 3,547 円の主なものは、財政調整交付金であります。第 35 款共同事業交付金は、3 億 2,785 万 2,312 円であります。第 40 款財産収入 17 万 7,899 円は、積立金利子であります。第 50 款繰入金は、1 億 4,607 万 2,659 円で、一般会計からの繰入であります。第 60 款諸収入 1,828 万 4,477 円の主なものは、第三者行為による求償金であります。

次に、歳出につきまして説明をいたします。

第 5 款総務費 3,407 万 1,753 円の主なものは、職員給与費、電算共同処理に係る委託料、及び国保連合会負担金であります。第 10 款保険給付費 16 億 4,475 万 4,441 円は、各種の医療給付費とその審査支払手数料、また、出産育児一時金及び葬祭費として支出をいたしております。

なお、年間 1 人当たりの医療費は約 37 万 5,000 円、給付費では約 31 万 5,000 円となっているところであります。第 15 款後期高齢者支援金等 2 億 7,576 万 1,798 円は、後期高齢者医療制度への負担金であります。第 20 款前期高齢者納付金等 21 万 4,065 円は、保険者間における前期高齢者に係る医療費の不均衡を調整するための負担金であります。第 25 款老人保健拠出金 1 万 1,625 円は、社会保険診療報酬支払基金への事務費負担金であります。第 30 款介護納付金 1 億 2,502 万 9,045 円は、介護給付費に係る社会保険支払基金への負担金であります。第 35 款共同事業拠出金 3 億 1,638 万 8,720 円は、高額医療費共同事業及び保険財政共同安定化事業に係る拠出金であります。第 40 款保健事業費 2,819 万 9,161 円の主なものは、特定健康診査等の委託料、及び人間ドックの健診委託料であります。第 45 款基金積立金は、17 万 7,899 円であります。第 55 款諸支出金 1,009 万 7,881 円の主なものは、国保税の還付金、国庫負担金等の返還金、及び国民健康保険診療所特別会計への繰出金であります。

以上で提案理由の説明を終わります。

次に議案第 95 号 平成 26 年度大山町国民健康保険診療所特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

本案は、大山町国民健康保険名和診療所、大山診療所、そして大山口診療所の3診療所を合わせた施設勘定決算であります。歳入総額3億3,674万2,443円に対し、歳出総額は同額の3億3,674万2,443円であります。

歳入の主なものをご説明をいたします。

第5款診療収入2億6,266万3,697円は、外来での診療報酬収入及びその一部負担金収入であります。第15款使用料及び手数料2,485万6,460円は、文書料、健康診断及び予防接種手数料であります。第30款繰入金2,796万9,842円の主な内訳は、診療施設整備に係る起債償還分などであります。

次に歳出につきましてご説明をいたします。

第5款総務費1億7,140万2,479円は、人件費及び診療所維持運営費が主なものであります。第10款医業費1億4,522万2,710円は、医薬材料代、臨床検査委託料が主なものでございます。

以上で提案理由の説明を終わります。

次に議案第96号 平成26年度大山町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

本会計の歳入総額は1億9,091万7,055円、歳出総額は、1億9,032万2,238円で歳入歳出差し引き残額59万4,817円を、翌年度に繰越すものであります。

歳入から主なものを説明いたします。

第5款保険料1億1,555万2,740円は、後期高齢者に係る保険料であります。第20款繰入金7,509万1,238円は、保険基盤安定に係る保険料軽減分と事務費に係る一般会計からの繰入金であります。

次に歳出につきまして説明をいたします。

第5款総務費301万141円の主なものは、一般管理費と賦課徴収費であります。第10款後期高齢者医療納付金1億8,709万2,497円は、保険料等負担金および広域連合事務費負担金であります。以上で提案理由の説明を終わります。

続きまして議案第97号 平成26年度大山町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

本会計におきまして、歳入総額22億5,282万7,412円、歳出総額22億1,542万3,233円で、歳入歳出差引3,740万4,179円の残額となっております。

歳入からご説明をいたします。

第5款介護保険料の収入済額は3億8,704万4,084円で収納率は98.3%であります。

第15款国庫支出金5億5,801万4,856円は、介護給付費・地域支援事業費に係る国庫負担金及び調整交付金・補助金であります。第20款支払基金交付金6億1,612万2,231円は、第2号被保険者納付保険料が介護給付費交付金及び地域支援事業支援交付金として交付されたものであります。第25款県支出金3億3,321万7,412円は、介護

給付費及び地域支援事業費の県負担金及び補助金であります。第 30 款繰入金 3 億 2,161 万 9,817 円は、介護給付費及び地域支援事業費に係る町負担分等を一般会計から繰入したものであります。第 45 款町債 3,600 万円は鳥取県介護保険財政安定化基金からの借入金であります。

次に歳出につきましてご説明をいたします。

第 10 款保険給付費 20 億 8,247 万 5,595 円は、介護サービス等諸費、特定入所者介護サービス費、高額介護サービス費、介護予防サービス等諸費、また国保連への審査支払手数料に支出をいたしております。第 15 款地域支援事業費 5,889 万 2,584 円は、地域で自立した生活をおくることを支援する介護予防事業費や包括支援事業・任意事業費として支出をいたしております。第 25 款公債費 1,900 万円は、鳥取県介護保険財政安定化基金からの借入金償還金であります。第 40 款前年度繰上充用金 300 万 7,617 円は、前年度決算の歳入不足への充用金であります。以上で提案理由の説明を終わります。

次に議案第 98 号 平成 26 年度大山町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。歳入の決算総額 5 億 361 万 9,778 円に対し、歳出総額は、5 億 354 万 6,292 円で差引残額 7 万 3,486 円を次年度に見越しております。

歳入につきましてご説明をいたします。

第 5 款分担金及び負担金 210 万円は、加入分担金であります。第 10 款使用料及び手数料 1 億 1,014 万 6,194 円は、下水道使用料であります。第 25 款繰入金 3 億 9,132 万 2,000 円は、一般会計からの繰入金であります。第 35 款諸収入 3,685 円は、預金利子であります。

次に、歳出につきまして説明をいたします。

第 5 款事業費 1 億 1,405 万 1,909 円は、処理場等の施設管理費、修繕等に要した経費であります。第 10 款公債費 3 億 8,949 万 4,383 円は、起債の元利償還金であります。

以上で、提案理由の説明を終わります。

続きまして議案第 99 号 平成 26 年度大山町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

歳入の決算総額 4 億 2,129 万 7,885 円に対し、歳出総額は、4 億 2,125 万 618 円で差引残額 4 万 7,267 円を次年度に繰り越すものであります。

歳入につきましてご説明をいたします。

第 5 款分担金及び負担金 709 万円は、加入分担金であります。第 10 款使用料及び手数料 1 億 1,465 万 4,944 円は、下水道使用料であります。第 15 款国庫支出金 398 万円は社会資本整備総合交付金であります。第 20 款繰入金 2 億 9,551 万 6,000 円は、一般会計からの繰入金であります。第 30 款諸収入 4,891 円は、預金利子であります。

次に、歳出につきまして説明をいたします。

第 5 款事業費 1 億 889 万 927 円は、処理場等の施設管理費、修繕等に要した経費であ

ります。第 10 款公債費 3 億 1,234 万 5,591 円は、起債の元利償還金であります。第 15 款諸支出金 1 万 4,100 円は、過年度分の下水道使用料還付金であります。

以上で、提案理由の説明を終わります。

続きまして議案第 100 号 平成 26 年度大山町風力発電事業特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

歳入は決算総額 4,483 万 1,909 円、歳出は決算総額 3,700 万 1,369 円であります。

歳入につきましてご説明をいたします。

第 25 款諸収入 4,357 万 3,300 円の主なものは、売電収入 4,350 万 5,929 円であります。

次に歳出につきましてご説明いたします。

第 5 款総務費 1,870 万 9,197 円は、施設修繕料で 348 万 8,400 円、保守点検業務委託料 550 万 8,000 円、基金積立金 600 万円のほか、電気主任技術者賃金等、維持管理にかかる電気料金や通信経費、消費税が主なものであります。

第 10 款公債費 1,829 万 2,172 円は、起債償還金の元金 1,679 万 7,474 円及び利子 149 万 4,698 円でございます。

以上で、提案理由の説明を終わります。

続きまして議案第 101 号 平成 26 年度大山町温泉事業特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

本会計の決算額は、歳入総額 612 万 5,556 円に対し、歳出総額は 612 万 2,316 円で差引残額 3,240 円を翌年度に繰り越すものであります。

歳入からご説明を申し上げます。

第 5 款使用料 383 万 8,428 円は、指定管理者並びにナスパルタウン居住者等からの温泉使用料であります。第 10 款繰入金 228 万 7,033 円は、一般会計からの繰入金であります。

次に歳出につきましてご説明をいたします。

第 5 款温泉館費 612 万 2,316 円は温泉館運営費で、その主なものは修繕料 171 万 9,360 円、保険料 13 万 8,824 円、指定管理委託等の委託料 367 万 9,832 円、飲食施設の備品購入費 57 万 7,800 円であります。以上で、提案理由の説明を終わります。

次に議案第 102 号 平成 26 年度大山町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

この会計は、分譲宅地「ナスパルタウン」、「大山口駅前住宅団地」の販売、維持管理を行う会計であります。歳入の決算総額 5,823 万 4,175 円に対し、歳出の決算総額 5,679 万 9,880 円で、差引残額 143 万 4,295 円となっております。

歳入につきましてご説明をいたします。

第 5 款財産収入 5,799 万 8,800 円は、土地売り払い収入が主なものであります。内訳



は「ナスパルタウン」9区画及び「大山口駅前住宅団地」1区画の販売実績であります。第20款諸収入8,234円は預金利子の収入であります。

次に歳出につきまして説明をいたします。

第5款宅地造成事業費5,679万9,880円の主なものは、購入者紹介謝礼金として181万円、施設修繕料として52万5,880円、広告料として252万7,200円、一般会計繰入金として5,133万9,000円などであります。

以上で、提案理由の説明を終わります。

次に議案第103号 平成26年度大山町索道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

だいせんホワイトリゾートとして5シーズン目となりました26年度は、12月20日土曜日からシーズンインをし、4月2日まで昨年より4日少ない104日間の営業期間となりました。ここ数年、入り込み数は増加傾向にありましたが、年始の大雪で米子自動車道が通行止めになったことに加え、土・日の悪天候などが重なったことによりまして、前年比8.9%減の19万9千人の入り込みにとどまったところであります。歳入総額2,026万5,665円に対し、歳出総額が2,026万5,665円と、差引残額はゼロとなっております。

歳入からご説明をいたします。

10款繰入金が約320万7,240円、第20款諸収入が主に指定管理納付金で約1,680万4,460円。

次に歳出で、第5款索道費が約2,026万5,665円で、主なものといたしまして、リフト敷地使用料が約1,298万375円、スキー場関連の負担金及び補助金が694万4,000円、索道事業基金積立金約20万4,649円であります。以上で、提案理由の説明を終わります。

次に議案第104号 平成26年度大山町水道事業会計決算の認定についてであります。はじめに業務の状況であります。給水栓数5,680栓、給水人口1万4,654人に年間総配水量176万979立方メートルを供給し、有収率は80.4%でありました。

経理の状況につきまして、決算報告書1ページは消費税込で(1)収益的収入及び支出の収入、第1款水道事業収益は2億9,743万1,997円、支出の第1款水道事業費用は2億7,764万1,222円であります。

次に(2)資本的収入及び支出の第1款資本的収入は企業債530万円と企業債元金町補助金等2,603万9,819円で合計3,133万9,819円あります。

続きまして、資本的支出では、老朽化した取水ポンプ取替工事等による建設改良費が1,935万6,840円、企業債償還金が1億1,260万3,958円で資本的支出合計が1億3,196万798円となり資本的収入の不足する額1億62万979円は、当年度分消費税資本的収支調整額143万3,840円と過年度分損益勘定留保資金9,918万7,139円で補填を

いたしております。

続きまして、収益的収支の詳細であります。決算報告書 8 ページの消費税抜きの収益費用明細書によりご説明いたします。

第 1 款水道事業収益の中の営業収益で主なものは、水道使用料で 1 億 9,609 万 9,608 円、その他営業収益の他会計負担金 500 万円は町からの消火栓維持管理負担金、開拓専用水道管理負担金であります。

次に営業外収益の他会計補助金 866 万 8,443 円は、企業債の利息補助等を一般会計から受けたものであります。

次に 9 ページをお願いいたします。

第 1 款水道事業費用であります。第 1 項営業費用の原水及び浄水費の委託料 639 万 8,000 円は水質検査料金、動力費 1,814 万 3,790 円は水源地等の電気料金であります。

続きまして、配水及び給水費 4,261 万 513 円は、職員 2 名分の給料、手当等とメーター検針等に要する委託料 531 万 6,440 円、その他配水管修繕等に要した修繕費 2,238 万 9,789 円が主なものであります。

次の総係費につきましては職員 1 名分の給料、手当、備消耗品費等で 1,029 万 9,361 円、減価償却費につきましては、構築物等の減価償却費により 1 億 5,226 万 9,350 円であります。

続きまして第 2 項営業外費用の支払利息及び企業債取扱諸費の企業債利息は 3,410 万 5,378 円であります。

最後に、第 3 項特別損失 180 万 5,028 円は会計制度改正に伴う職員の手当と法定福利費の引当金未計上分等であります。以上で、提案理由の説明を終わります。

以上よろしくお願いを申し上げます。

○議長（野口 俊明君） 平成 26 年度各会計決算に関する議案についての提案理由の説明が終わりました。これから監査委員の審査報告を求めるわけですが、時間の関係上、午後 1 時から再開してそこから監査委員さんの監査報告を求めたいと思います。

午前中はこれで終了いたします。ここで休憩いたします。再開は午後 1 時とします。休憩します。

午前 11 時 55 分休憩

午後 1 時再開

○議長（野口 俊明君） 再開いたします。議員の皆さんに連絡しておきます。本日、この定例会の本会議終了後に全員協議会を開きますので図書室のほうへお集まりください。

先ほど提案理由の説明が終わりましたので、ここで監査委員の監査報告を求めます。

代表監査委員 後藤 洋次郎君。

○代表監査委員（後藤 洋次郎君） 議長、代表監査委員。

○議長（野口 俊明君） 後藤監査委員。

○代表監査委員（後藤 洋次郎君） 代表監査委員の後藤です。西山監査委員と二人で監査に当たりましたがけれども私のほうからですね、決算審査等の報告をさせていただきます。

報告に先だちまして、この暑い中ですね、資料づくりとか私どもへの説明に尽力していただきました関係各課の職員の皆さまに御礼を申し上げます。ありがとうございます。

それではまず最初に平成 26 年度大山町一般会計、各特別会計、歳入歳出決算審査意見書についてご説明申し上げます。

時間の関係がございますので、主要な点箇所だけですね、読み上げさせていただきます。まず 1 ページの審査の概要から 6 ページの第 6 主要事業の執行状況については読み上げを省略させていただきます。

第 7 の指摘事項等についてから読み上げさせていただきます。

1、滞納繰越分への対応。平成 26 年度の町民税、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者保険料等の調定額に対する収入済額の割合は、平成 25 年度と比べ、0.42 ポイント増加し 91.23%となった。その要因は、ほとんどの税において、現年分の徴収率が前年度と比べてアップしたことが原因となっており、誠実に期限内に納税する町民の増加及び担当職員の努力の結果によるものが多と認められるところである。

しかしながら、滞納繰越分の徴収率は、表 2 に示したように年々低下傾向にあり、平成 26 年度においては、表に示したすべての税において前年を下回る結果となり、滞納繰越分合計では、過去 5 年間で最も低調な率となった。特に、町民税の徴収率 20.5%は、平成 24 年度の 39.1%と比べて約半分という著しい低下となっている。繰り越された滞納税額の回収が年々厳しくなっている状況が窺えるところであるが、滞納繰越分の徴収率が低下することは、①時効による不納欠損の増加、②誠実に納税する町民からの町政への不信感の増大、③滞納が放置されることによる期限内納税への悪影響といったようなことが懸念される所であり、滞納繰越分の徴収率アップに向け最大限努力されたい。なお、滞納繰越分の徴収率が低下傾向にあるということは、従来の滞納対策が十分機能していないことを示していることなので、滞納対策への投下事務量、滞納処理方法等についての抜本的な見直しが必要である。この点についての監査意見として、滞納繰越分の徴収率がある程度回復・上昇するまでの数年間、例えば、①滞納整理月間・旬間等を設け、その間、確定申告期の申告相談において税務課以外の職員が申告相談に従事するように、税務課以外の職員も臨時に滞納処分に従事させるなどの集中的な事務量の確保や、②滞納整理の専門家からのノウハウの習得などを行うよう具申する。

2、延滞金等の徴収。(1)平成 25 年度の決算審査で、滞納となった町税等の収納状況と比べると徴収した延滞金は著しく低額であり、延滞金の徴収が的確に行われているかどうか疑問の残るところである旨指摘したところであるが、平成 26 年度においても、

表3に示したように延滞金の徴収額は甚だ低調である。延滞金は、本税が納期限後に納付された場合にその遅延した本税の額及び遅延した期間に応じて賦課されるものであり、滞納した本税が納付された時点で町の徴収債権が確定することになるが、延滞金を収納した時点で徴収金額を事後的に調定し、同時に徴収金額を収入金額とする仕組みとなっているため、決算書上、確定した延滞金の額、うち未納の延滞金の額の両者が明らかになっていない状況である。この点について、今回の監査で求めた資料によると、26年度末で未納となっている確定した延滞金は、表3のとおり、明らかになっているだけで1億6,000万円に達し、未納の本税の今後の納付により発生する未確定の延滞金を加えると、その額は更に高額な金額となる。滞納本税の優先納付・徴収のため未納の延滞金まで納付・徴収ができない状況が窺われるものの、期限内に納税した町民、条例に従い適正に延滞金を納付した町民との均衡上、未納の延滞金をこのまま放置することは許されないことである。したがって、上記1で指摘した事項と併せ、未納の延滞金の徴収に最大限努力されたい。

次に(2)でございます。大山町督促手数料及び延滞金徴収条例では、分担金、使用料、加入金、手数料及び過料その他の町税外収入金について、①期限内に完納しない者があるときは督促状を発しなければならない、②督促状を発した時は督促手数料として80円を徴する、③督促状を受けた者は税外収入金の未納額に延滞金額を加算して納付しなければならない、④督促状の様式は大山町税条例の例による旨規定されている。

しかしながら、公共下水道使用料等については、その督促状に町税の督促状のような延滞金や督促手数料の記述がなく、しかも、延滞金、督促手数料の徴収が全く行われていない状況である。条例に従っていない事務運営は直ちに改めるべきであるので、督促状の様式を町税の例によって改正するとともに、的確に延滞金と督促手数料を徴収されたい。

(3)延滞金を収納した時点で調定する取扱は、他の市町村でも行われているが、管理が十分にいきとどかないことから、延滞金の公金横領が発生した市町村も見受けられるところである。したがって、延滞金については、確定した時点で調定するのが望ましいが、従来どおり収納時点での調定を継続するのであれば、その管理を厳格にした上で定期的に公表するなどして債権管理の適正化を図られたい。また、確定した延滞金については、定期的に納税者に通知するなどして適切な徴収事務の執行を行われたい。

次に3番として、耐用年数を経過した余剰資産と認められる資産の計画的閉鎖。町が保有する資産については、的確に財産管理が行われていることが認められ、また、有効活用が図られているところであるが、中には、耐用年数を経過した資産も見受けられる。これらの耐用年数を経過した資産については、いずれ修繕するのか、新築するのか、あるいは閉鎖・取り壊しするのかといった判断が必要となる時期が到来すると思われる。また、合併前の旧町がそれぞれ必要に応じて建設した資産でも、合併後10年を経過す

る今日の状況から判断して、例えば体育館のように利用人数等からみて余剰と認められる資産も見受けられるところである。これら耐用年数を経過し、かつ、余剰となっている体育館等については、有効活用は図られているものの、修繕等をしないままむやみに利用を継続することは利用者の安全確保の面からみると問題であり、また、余剰と認められる資産に対して修繕等のための多額の予算を投入することも、厳しい財政状況から判断して避けるべきである。したがって、耐用年数を経過した余剰となっている体育館等については、閉鎖し、取り壊す方向に向かうべきであり、その閉鎖等の時期を検討の上、町民にその時期を示されたい。

以上が一般会計及び特別会計に対する審査意見書でございます。

次に平成 26 年度大山町水道事業会計決算審査意見書について説明申し上げます。

これも主な部分だけ読み上げさせていただきます。次のページに最後の結びのところだけ読み上げさせていただきます。

本年度の収益的収支における総収益は、2 億 8,213 万 9,323 円、総費用は 2 億 7,315 万 4,798 円で、当年度の純利益は 898 万 4,525 円となっている。水道使用料未収金は、平成 26 年度末現在で 1,964 万 3,598 円で、前年度に比べ 14 万 1,116 円増加している。

今後も引き続き、徴収対策に一層努力されたい。年次的に、水道料金統一に向けた取り組みが進められているが、今後も水量の安定的確保や施設の適正な維持管理に努め、町民の安心・安全に寄与されたい。

続きまして平成 26 年度決算に基づく大山町健全化判断比率の審査についてご説明申し上げます。

この点につきましても主な点だけ読み上げさせていただきます。

この最後のところの(3)是正改善を要する事項のところだけ読み上げさせていただきます。

審査に付された地方公共団体財政健全化法に基づく判断比率は、いずれも早期健全化基準を下回っており、是正・改善を要する事項はないと認められる。

しかしながら、人口減や地方交付税の合併算定替による通減に対応できる財政とするため、引き続き財源確保や事業の効率化、経費節減など将来を見通した計画的な財政運営に取り組まされたい。

次に最後に、平成 26 年度決算に基づく大山町資金不足比率の審査についてでございます。審査の結果について読み上げさせていただきます。

1、総合的意見。審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、平成 26 年度決算書等と照合した結果、いずれも適正に作成されているものと認められる。

個別意見として、審査の結果、実質的な資金不足が発生している会計もなく、各公営企業会計においては、経営健全化基準を充たしていると判断できるが、現下の厳しい経

済情勢を鑑み、財政の健全化に向けてなお一層努力されたい。是正改善を要する事項、特に指摘すべき事項はありません。

以上報告申し上げます。

○議長（野口 俊明君） 監査委員さんには、平成 26 年度の決算審査について、大変お世話になりました。厚くお礼申し上げます。ありがとうございました。

---

### 日程第 29 議案第 105 号

○議長（野口 俊明君） 日程第 29、 議案第 105 号 平成 27 年度大山町一般会計補正予算（第 3 号）を議題にします。本議案も、本日、質疑・討論・採決まで行います。それでは提案理由の説明を求めます。町長 森田 増範君。

○町長（森田 増範君） はい、議長。

○議長（野口 俊明君） 森田町長。

○町長（森田 増範君） それでは議案第 105 号 平成 27 年度大山町一般会計補正予算（第 3 号）につきまして提案理由の説明を申し上げます。

本案は、地方創生交付金事業の追加、またふるさと応援寄附金の増に伴うふるさと応援基金事業の追加など、既定の事業内容の変更及び追加の必要が出てきたことなどにより、歳入歳出予算の過不足を調整するため、既定予算の補正を提案し、議会の議決を求めるものでございます。

この補正予算第 3 号は、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ 1 億 6,420 万 6,000 円を追加をし、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 112 億 3,892 万 3,000 円とするものであります。

次に、第 1 表を歳入から各款をおって主なものにつきましてご説明申し上げます。

第 30 款地方特例交付金は額の確定に伴い 44 万 8,000 円の追加をいたしております。第 35 款地方交付税は 3 億 1,728 万 8,000 円を追加いたしております。第 45 款分担金及び負担金は、ため池防災減災推進事業分担金 200 万円を新規計上しています。第 55 款国庫支出金は 596 万 5,000 円の追加で、その主なものは、第 10 項国庫補助金の総務費国庫補助金で地域住民生活等緊急支援のための交付金 7,395 万 7,000 円を追加、土木費国庫補助金で社会資本整備総合交付金 6,897 万 9,000 円を減額いたしております。第 60 款県支出金は 1,447 万 4,000 円の追加で、その主なものは、第 10 項県補助金の農林水産業費県補助金で鳥取和牛振興総合対策事業補助金 925 万円、ため池防災減災対策推進事業補助金 400 万円の新規の計上、水産物供給基盤機能保全事業補助金 300 万円の追加などであります。第 70 款寄附金は 4,000 万円の追加で、ふるさと応援寄附金を追加いたしております。第 75 款繰入金は、2 億 2,818 万 1,000 円の減額で、財政調整基金の繰り入れをとりやめいたしております。第 90 款町債は 1,220 万円を追加いたしております。

次に歳出につきまして、人件費を除く主なものにつきましてご説明を申し上げます。

第 10 款総務費は、1 億 4,243 万 3,000 円の追加で、主なものは、第 5 項総務管理費の一般管理費でふるさと応援寄附金の増に伴うふるさと応援基金事業 6,553 万 4,000 円の追加、企画費で地方創生事業としてだいせん女性の活躍の場創生事業 220 万円、移住定住・子育て支援パンフレット作成委託料 150 万円、地域の稼ぐ力創生事業 800 万円の新規計上、電子計算費でマイナンバー制度開始に伴うセキュリティ強化対策費用として 4,490 万 4,000 円の追加などであります。第 20 款衛生費は、492 万 1,000 円の追加で、主なものは、第 5 項保健衛生費の予防費で地方創生事業として健康づくり推進事業 240 万円の新規計上、インフルエンザワクチン単価増による予防接種事業 252 万円の追加などであります。第 30 款農林水産業費は、2,629 万円の減額で、主なものは、第 5 項農業費の農業振興費で地域創生事業として農業担い手確保・定住アクション事業 200 万円の新規計上、畜産業費で第 14 回全日本ホルスタイン共進会鳥取県代表奨励金 54 万円、鳥取和牛振興総合対策事業補助金 1,233 万 4,000 円の新規計上、農地費でため池しゅんせつ工事 1,000 万円の新規計上、第 15 項水産業費の漁港建設費で御来屋漁港機能保全工事 600 万円の追加、国の内示額の減額に伴う名和 3 期地区と中山 3 期地区の農業競争力強化基盤整備事業負担金 5,879 万 7,000 円の減額などであります。第 35 款商工費は 5,828 万 4,000 円の追加で、主なものは、第 5 項商工費の商工振興費で地方創生事業としてサテライトオフィス等誘致委託料 52 万円、商品力向上事業補助金 150 万円の追加、観光費で地方創生事業として大山エコトラック事業 5,046 万円、同名でつなぐ交流促進事業として 200 万円、大山観光局 DM0 化支援事業 100 万円、みんなの大山賛歌プロジェクト事業 200 万円を新規計上しております。第 40 款土木費は 5,118 万 6,000 円の減額で、主なものは国の内示額の減額に伴い道路新設改良費を 6,365 万円減額いたしております。第 45 款消防費は 452 万 8,000 円の追加で、第 5 項消防費の消防施設費で 3 集落に対する消防施設整備補助金を追加いたしております。第 50 款教育費は 597 万 5,000 円の追加で、主なものは第 15 項中学校費の全国大会等出場旅費等補助金で 125 万円を追加しております。第 60 款災害復旧費は 100 万円の追加で、7 月の豪雨災害に伴う公共土木施設災害復旧費を計上いたしているところであります。第 90 款予備費は、2,000 万円を追加しております。

人件費の補正であります。21～23 ページに記載をいたしておるところであります。

次に予算書 5 ページの「第 2 表 地方債補正」であります。額の確定に伴い臨時財政対策債を 3,240 万円、また工事請負費の増に伴い自然災害防止事業債を 750 万円、御来屋漁港整備事業の工事請負費の増に伴い過疎対策事業債 300 万円をそれぞれ追加、また国庫補助金の内示額の減に伴い公共事業等事業債 2,110 万円、辺地対策事業債 960 万円をそれぞれ減額いたしているところあります。

以上で、提案理由の説明を終わります。よろしくお願いを申し上げます。

- 議長（野口 俊明君） これから質疑を行います。  
〔 「議長」と呼ぶ者あり 〕
- 議長（野口 俊明君） 森田町長。
- 町長（森田 増範君） 発言の時間をいただきたいと思います。訂正の時間をお願いします。
- 議長（野口 俊明君） はい。ただいま町長から訂正案件が出ました。これを許します。  
森田町長。
- 町長（森田 増範君） ここでよろしいでしょうか。
- 議長（野口 俊明君） はい。
- 町長（森田 増範君） 先ほど提案理由の説明の中で、第 20 款で衛生費につきまして、第 5 項保健衛生費の予防費を予備費というぐあいに表現、発言をいたしましたようであります、予備費ではなく予防費ということで地方創生事業として健康づくり推進事業 240 万円の新規計上ということでご理解、訂正をお願いしたいと思います。
- 議長（野口 俊明君） はい。ただいま森田町長より訂正発言がありました。これを訂正することにご異議ございませんか。  
〔 「異議なし」と呼ぶ者あり 〕
- 議長（野口 俊明君） 異議なしと認めます。したがってさっきの案件は訂正することに同意いたしました。  
続けます。これから質疑を行います。質疑はありませんか。
- 議員（6 番 米本 隆記君） 議長、6 番。
- 議長（野口 俊明君） 6 番 米本 隆記君。
- 議員（6 番 米本 隆記君） 13 ページの農地費 15、19 ですか、負担金 5,879 万 7,000 円が減額になっておりますけども、これ第 3 期、名和第 3 期、中山第 3 期ということでこれ畑かん事業だというふうに認識できるんですけども、実はこれ完了年度、29 年が完了だったというふうに思いますけども、この完了年度には影響はないでしょうか。
- 町長（森田 増範君） 議長。
- 議長（野口 俊明君） 森田町長。
- 町長（森田 増範君） 補正予算につきまして担当からそれぞれ述べさせていただきますので、よろしくお願いたします。
- 農林水産課長（山下 一郎君） 議長、農林水産課長。
- 議長（野口 俊明君） 山下農林水産課長。
- 農林水産課長（山下 一郎君） 今の、今回の減額につきましては、国の予算が付かなかったということでございました。当初全体で 4 億の事業費を見込んでおったところですけども、今回では 1 億 6,000 万ほどしか国の予算がつかなかったということになったので、半分以上当初の予定より予算がつかないということになりました。その関係で当



然、畑かん工事につきましても、事業につきましてもそれぞれ期間が延びるということになってこようかと思えます。ただ、最終的にどのぐらいの期間延びるのかということにつきましても、明確には申し上げできませんけれども、ただ事業の内容といたしまして、畑かんを第一優先にしながら、あと農道の整備も行っております。それから旧畑かんの撤去事業もこの事業のなかでやっていくようにしておりますので、それらの事業の優先順位を新畑かんのほうに振り向けるということであるべく影響がないようにはしたいと思っておりますけれど、やはりこれだけの予算減になりますと、期間は、完了は延びるという今の予定でございます。以上です。

○議員（6番 米本 隆記君） 議長、6番。

○議長（野口 俊明君） 米本 隆記君。

○議員（6番 米本 隆記君） まあ延びるっていうことは分かりました。実は、その延びるということについてですね、この町のほうには、どの程度の延期っていうか工期延長になるってというような話はまるっきりないということですか。ただ単に国の予算がつかないからもうこれであとはもう来るだけしか事業はできないということなんですか。

○農林水産課長（山下 一郎君） 議長、農林水産課長。

○議長（野口 俊明君） 山下農林水産課長。

○農林水産課長（山下 一郎君） やはり県営事業でやっております。県のほうも、国からの補助金をもって事業を進めておるわけでございますので、今の時点で今回2億以上の事業費が減になったということについてはこの影響は当然、管路の工事等についても影響が出ますし、町といたしましてもそれなりの予算、県に対して予算枠の確保ということについては要望を毎年しておるわけでございますけれども、今回はこういった結果になってしまったということでございます。

○議長（野口 俊明君） 他に質疑はありますか。

○議員（4番 圓岡 伸夫君） 議長、4番。

○議長（野口 俊明君） 4番 圓岡 伸夫君。

○議員（4番 圓岡 伸夫君） 歳入の3ページ、民生費の国庫負担金の保育所運営費国庫負担金238万9,000円の減額です。これを見ますと当初予算で見てあった国庫負担金238万9,000円が全額落ちています。この入ってこなくなった理由をお聞きしたいと思います。

それから合わせて4ページの民生費の県負担金の保育所運営費県負担金119万4,000円、これも減額になっておりますけれども、この理由もお聞きしたいと思います。

それから12ページの予防費です。概要説明書を見ますと予防接種事業252万円、高齢者の予防接種委託料と子供及び妊婦への助成に対して補正を行うというふうにありますけれども、対象人数をどの程度見込まれているのかお聞きしたいと思います。

それから 18 ページ、一番上の学校管理費の全国大会等出場旅費等補助金 125 万円です。まあ説明のなかの中国大会であったり、全国中学校体育大会に参加したために旅費補助を行うとありますけれども、当初予算ではなく今回の補正で対応される理由をお聞きしたいと思います。

○幼児・学校教育課長（林原 幸雄君） 議長、幼児・学校教育課長。

○議長（野口 俊明君） 林原幼児・学校教育課長。

○幼児・学校教育課長（林原 幸雄君） それでは最初のご質問にお答えします。

まず、保育所運営費の国庫負担金の減額でございますが、この 4 月からの新制度施行に伴いまして下にあります子供のための教育保育給付費負担金に名称が変わったということでございます。それと金額の減額でございますが、当初見積もっていた人数よりも該当者が少なくなったということで、該当者の確定による減額をしております。

4 ページの県支出金も同じ理由でございます。

次に 18 ページの中学校費の中国大会、また全国大会への出場者の補助でございますが、これにつきましては、当初ではなかなかどういう子供たちがどういう成績を残してどういう大会に出るかということが予測することが不可能ですので、補正予算での対応をさせていただいているというのが現状でございます。以上です。

○健康対策課長（後藤 英紀君） 議長、健康対策課長。

○議長（野口 俊明君） 後藤健康対策課長。

○健康対策課長（後藤 英紀君） インフルエンザ予防接種の補正予算についてでございますが、高齢者と子供、妊婦の 2 種類の予防接種がございますが、高齢者の関係は 4,040 人、子供妊婦の対象者は 1,000 人、合計 5,040 人としております。

○議員（4 番 圓岡 伸夫君） 議長、4 番。

○議長（野口 俊明君） 圓岡 伸夫君。

○議員（4 番 圓岡 伸夫君） まず保育所運営費ですけれども、新制度に移行したからということでまあそうかなと思ってましたけれど、実際、これまでの制度から新制度に変わってですね、多少なりとも金額が減っているわけですが、それについては、該当者の確定が理由ですか。それとも制度が変わったことによって実際これまでの単価から多少なりとも減額があったのかどうか、お聞きしたいと思います。

それから旅費補助ですけれども、答弁のなかで予測不可能という答弁がありましたけれど、決算書を見ると 26 年度に約 67 万円の実績があります。このたび滋賀の研修で、決算の研修を受けさせていただきましてけれど、そこで講師の先生が言われるのは、決算を予算に活かすんだと。で、あるならば、少なくとも確かに予測は不可能ですけれども、過去 3 年間の平均ぐらいの金額を当初予算で盛り込むべきではないかと思っておりますけれども、そのあたりのお考えをお聞きしたいと思います。

○幼児・学校教育課長（林原 幸雄君） 議長、幼児・学校教育課長。

○議長（野口 俊明君） 林原幼児・学校教育課長。

○幼児・学校教育課長（林原 幸雄君） まず1問目のご質問ですが、この子供のための教育保育給付費負担金は、主に私立の保育所等の運営費に対する補助でございます。

国費につきましては、必要経費から保育料を引いたものに対して、2分の1の補助、県費につきましては、4分の1の補助ということになっています。新制度に移りましたが、従前の算定方式とは変わっておりません。

次に、各種大会への派遣補助でございますが、実際決算書のほうでも、実績が出ているのは事実でございますが、それこそなかなかいくら強いと言われても勝負の世界はどういう結果になるか分かりませんので、今までもずっと補正予算で対応させていただいておりましたので、その方法で、ということ考えておりました。以上です。

○議員（4番 圓岡 伸夫君） 議長、4番。

○議長（野口 俊明君） 圓岡 伸夫君。

○議員（4番 圓岡 伸夫君） 端的にお聞きしたいと思います。決算を予算に活かすという考え方はありますか。

○幼児・学校教育課長（林原 幸雄君） 議長、幼児・学校教育課長。

○議長（野口 俊明君） 林原幼児・学校教育課長。

○幼児・学校教育課長（林原 幸雄君） 予算をたてる時にはそれぞれのその時期の状況というのもあります。当然、決算書をみながら今までの実績というものは考慮して予算に反映させていっておると思っております。以上です。

○議長（野口 俊明君） 他に質疑ありませんか。

○議員（10番 近藤 大介君） 議長、10番。

○議長（野口 俊明君） 10番 近藤 大介君。

○議員（10番 近藤 大介君） 何点かお尋ねしたいと思います。

この度の補正予算については、国から入ってくる交付税が、当初の見込みよりも、約3億円上回るようになったこと、地方創生に関連する予算で、7,400万円ほど見込むということで、差し引きもあってトータルして1億6,000万の増額の予算になっております。

それを踏まえて何点かお尋ねしたいと思っておりますが、まず補正予算の予算書16ページでございます。土木費道路橋梁費でございますが、合併後ですね財政的な事情もあってですが、建設事業費、公共投資に係る予算、年々減少してきております。まあ財政状況という部分もあるわけですが、やはり長い目で見てこの地域に住み続けていくためには、定期的に一定額の道路なり公安だったり、さまざまな公共設備に対して投資をしていく必要があると考えているわけですが、今回国の社会資本整備交付金の補助がですね、見込みよりもつかなかったということで、事業費が6,000万ほど工事請負費で減額となっております。

確かに交付金使ってやる事業が有利なのは分かりますけれども、他の財源で代替して工事をすべてとは言わないまでも、減額幅をもっと少なくすることもできたのではないかと思います。そのあたりの考え方について説明していただきたいのがまず1点です。

次、2つ目、地方創生の関連でございますが、歳入の見込みとして7,400万ほど組んであるわけですが、これの予算、事前に聞いております説明では、予算額すべてこれが確定したものではないというような説明だったと思います。

7,400万の交付金が入るという予定ですね、いろいろと新規事業がたくさんあがっておりますが、思ったように予算が付かなかった場合はたくさんあがっている新規事業もひょっとしたらしないかもしれないという説明だったと思いますが、歳入の見込みが確定するのは、だいたいいつごろかということの説明をお願いしたいと思います。

もう1点、地方創生に関連して少し細かい話になりますが、大山女性の活躍場創生事業ということで220万新規事業として計上しております。まあ女性が活躍する場が増えることは本当に望ましいことであり、可能な限り推進していくべきだとは思いますが、今回予算計上されている220万につきましては、全額地方創生の交付金頼みの事業で、なんと言いましようか、もらえるお金があるからこういう目的で予算付けてみようというちょっと場当たりの予算付けではないかというちょっと印象も受けたりしております。これ、今年度の事業で3月までに事業完了しなくてはならないわけですが、220万のうち、この事業のアドバイスをしていただく方、専門アドバイザーの謝金が70万ということで計上してあります。大山町に何回来られてどの程度の指導なりアドバイスをしていただけるものかよく分からないんですが、そういう状況のなかで半年間、実際に予算つけて事業にかかるのは本当に10月以降、半年あるかないかだと思うんですが、その中で70万の謝金というのは少し高額だなという印象を受けます。積算の根拠を教えてください。それから残りの金額150万はどうも補助金ということのようですが、補助を受ける団体というのもどうもこれから作るのかなと。大山町の女性の活躍の場をどうしていこうかということ協賛する団体を今から委員さん任命してなんか団体作ってそこに150万の補助金を出すようですけれども、年度末までのスケジュール、どういうふうにご考慮されるのか、その補助金を受ける団体の構成メンバーがどういうメンバーになるのか、事前に聞いておりましたその150万の使い道については、視察だったり研修でこの150万を使うということのようですけれども、これまでいろんな公的な団体、あっております。まあ近いところ言えば、総合計画に関わる未来づくりの会の協議会にも視察とか研修の予算組んだりしてありましたが、こんなに高額な研修予算が組まれたことはなかったと思います。いくら国100%の補助金とはいえですね、これまで支出していったその団体なり委員会なりに対しての補助額とか離れた金額の補助をするというのは適当なのかなという疑問があります。そのあたりについての見解も併せて説明をお願いいたします。

- 地方創生本部事務局長（福留 弘明君） 議長、地方創生本部事務局長。
- 議長（野口 俊明君） 福留地方創生本部事務局長。
- 地方創生本部事務局長（福留 弘明君） 失礼いたします。質問の順番を外してしましまして申し訳ございません。

先に地方創生の交付金の見込みについてでありますけれども、歳入予算で計上いたしておりますうちの5,000万円が地方創生先行型上乘せ交付分タイプ1と呼ばれている分でありまして、これにつきまして10月末を交付決定の時期ということでありまして、現在のところ2週間前程度に内示ができるのではないかとこのように言われておりますので、見込みがたつのは10月中旬ごろであるというふうに認識をしております。失礼しました。

- 総務課長（酒嶋 宏君） 議長、総務課長。
- 議長（野口 俊明君） 酒嶋総務課長。
- 総務課長（酒嶋 宏君） 1番の、最初のご質問ですけれども、地方交付税が3億円ほど増えて社会資本整備交付金が減っているということで減額幅を少なくすることはできなかったということですが、今回交付税のほうが増加しましたのは、国のほうが地方交付税の配分の仕組みを変えたこと、それから今年度新しく人口減少特別対策事業費ということで1億5,000万ほど交付税のほうが増えたというような関係がありまして増えております。で、社会資本整備交付金のほうは国の方が地方創生観点もあつたと思っておりますけれども、農林のほうも補助金が減っておりますが、そういう関係で減つたのではないかなというふうに考えております。この交付税を使ってですね、減額幅を少なくできなかったかということなんですけれども、今年度地方交付税は総額が増えておりますけれども、合併算定変えをみますと、約9,000万ほど減額になっております。で、今年が1割で来年が2割になりますので、まだどの程度減るかというのが、はっきり分かっておりません。

それから県内の中でですね、普通建設事業費につきましては、大山町はこれまで合併以来かなりの量確保しておる状況ですので、ある程度の工事とは確保している状況ではあるというふうに思っております。

そういうこともありましてですね、交付税が入ったので、すぐ今回補正でということまでは、ではなくてですね、今年度につきましてはこういうような形でもう少し状況をみたいというような判断をしております。

- 建設課長（野坂 友晴君） 議長、建設課長。
- 議長（野口 俊明君） 野坂建設課長。
- 建設課長（野坂 友晴君） ただいまの総務課長に多少補足させていただきます。

国費が減ってそのかわりの起債なり単独費というのがございます。国費の裏には。通常でしたら裏起債というものを通常借りております。当初予算ではそのように組んでお

ります。で、今回減額、大きな減額となっておりますのは、一部の路線で用地的な事情により落とさせていただいたというところでございますが、起債につきましては、国費減少にもかかわらず、過疎債につきましては土木事業につきましては当初どおり計上ということで翌年度に繰り越す事業を繰り越すのは最小限にとどめているというぐあいに判断をしているところでございます。以上です。

○企画情報課長（戸野 隆弘君） 議長、企画情報課長。

○議長（野口 俊明君） 戸野企画情報課長。

○企画情報課長（戸野 隆弘君） 失礼いたします。大山女性の場合創設事業の件でご質問いただいたところであります。

まず計画がアバウトではないかということでございますが、ご指摘のように実質半年、という非常に短期間の中ですけれども、この有利な交付金を活用して是非この分野に取り組みたいと思ひまして今回、事業を提案させていただくところでございます。指導者の件等について専門アドバイザー等についてのご質問もあったところでございますけれども、まだこの方々ということで確定をしておるわけではございませんけれども、ご承知のように10年プランの策定作業の中で附随をしてかなり中央の方との人脈ができつつあるところでございます。またいろんな方をその中で紹介もさせていただいておるところで10年プランの関係ではスイッチ on だいせんというような形での勉強会、学習会を何回かやってきておるところです。そういうなかから今回提案したこの事業の可能性を見出したところでございます。

予算については全体の枠もございまして、この事業に活用できる枠というものもある程度考えながら謝礼等その他の金額を組んだところでございます。そういったアドバイザーの方についても東京から来ていただくのか、大阪から来ていただくのかというところで変わってくるわけですので、はっきりといくらで何回ということに決めておるわけではございませんけれども、この金額で何とかぎりぎりやれるのではないかとこのところでお知らせさせていただいたところでございます。またアドバイザーの方々がある程度決まってくるなかで人数あるいは回数等も決めていくという、まあそういうような考え方をしております。それと先進地視察等でありますけれども、これについても昨年度いろいろな未来会議の方を対象として行っている研修会のなかで視察をしたい場所というものもいろいろあるわけでございますので、先進地視察についてもこの金額、60万あるいは調査研究一つで40万組んでおりますけれども、こういった金額で可能な範囲で計画していくというふうに考えております。

それと協議会のことですが、この機会に補助金を出して実施していただくわけですが、メンバーについては町内の起業について、あるいはこういう事業に関心のある方についてお声かけをするとともに一般にも公募してこういう参加させていただく方で協議会を組みたいというふうに思っているところです。以上です。

○議員（10番 近藤 大介君） 議長、10番。

○議長（野口 俊明君） 近藤 大介君。

○議員（10番 近藤 大介君） 再質問いたします。

まず、土木費の道路橋梁費に関連してでございますが、総務課長の話としては近隣町に比べれば比較的公共事業の予算は確保しているほうだという話もありましたけれども、そのへんは見解の差であってまあ私はまだまだ決して十分ではないというふうに認識いたしております。多少景気が上向いてきた部分もありますけれど、まだまだ十分に地方の景気が良くなっていると実感できるような状況でもないなかですね、一定額の公共事業についての予算は確保すべきだと思いますし、また年によってですね、大幅に多かたり少なかつたりというの変動があるのも、よろしくないと思います。やはり中長期的な計画、展望のなかで必要な予算を確保していくという視点が必要ではないかと考えておるわけですが、まあそうした中でですね、社会資本整備交付金が有利なのは分かりますけれども、これが全てではないと思っております。またこの交付金だけで大山町のすべて社会資本整備が賄えるものではありません。優先的にこの補助金を使うのは当然のことですけれども、やはり足りない分はその次に有利な財源は何か、辺地債が使えれば辺地債、あるいは過疎債、あるいは別の補助金であったり起債の事業ということでやっていく必要があろうかと思うわけですが、まあそうした中でですね、今回辺地債に該当する事業が2, 3か所減額になっております。まあ社会資本整備交付金ほどではないですけれども、やはり辺地債も有利な事業ですからこの辺地債でできる事業まで減額する必要はなかったんじゃないかなというふうに思うわけです。というのはですね、今回、想像以上に交付税が予算がついたということで、当初は基金を取り崩して予算をあてとった部分もほとんど取り崩さなくてすむような恰好になったうえですね、予備費、予備費がですね、当初1, 300万見込んであった分が2, 000万増額になっていると、特に使い道を考えない予算がここにきて2, 000万もできているというわけですし、せめてこの2, 000万分ぐらいをですね当てて工事費での減額が6, 000万ほどでしたから6, 000万のうち2, 000万はこの予備費に充てる部分で賄えたんじゃないかなというふうに思うわけですが、そういった柔軟的な対応ができなかったものかどうか財政担当の課長にお尋ねしたいというのがまず1点です。

それから地方創生の関係ですけれども、事務局事業本部長の福留さんから予算の確定は10月中旬ごろだということの、内示が10月中旬ごろだということになりました。となるとですね、先ほどの大山女性の活躍の場創生事業を始め、いくつかの事業が予算が確定してからということの但し書きだったと思います。例として先ほどの大山女性の活躍の場創生事業を例としてあげますけれども、この事業についても予算が取れるのが内示が来てから準備を始めるのか、協議会が人選されて協議会の初会合はいつごろを予定しておられるのかお尋ねしたいと思います。

それから戸野課長のほうから、いろいろとご説明ありましたが、説明のなかでなかなか具体的なところは少なかったように思います。何回程度の会合を開いてですね、そもそも何人ぐらいの委員さんで構成される協議会なのか、それについても少しちょっと現在の見通しとして説明をお願いいたします。はい、お願いします。

○総務課長（酒嶋 宏君） 議長、総務課長。

○議長（野口 俊明君） 酒嶋総務課長。

○総務課長（酒嶋 宏君） まず予備費の増額ですけれども、予備費につきましては、あてがなくというわけではなくてですね、今回マイナンバー関係でかなり予算をつけさせていただいておりますが、その部分がまだ見えないところがたくさんありますので、そういう部分に対応しないといけない場合があることを想定してですね、予備費のほうを増額させていただいております。

それから起債の関係ですけれども、起債につきましては、事業量との関係で、充てれないところもありますので、有利ですけれども減額になっている部分があるというふうに考えております。

○地方創生本部事務局長（福留 弘明君） 議長、地方創生本部事務局長。

○議長（野口 俊明君） 福留地方創生本部事務局長。

○地方創生本部事務局長（福留 弘明君） 失礼いたします。まず私から全般的な考え方5,100万円程度ですが、が、採択されるかどうか不確定であるということがございます。しかしながら逆に言えば残りの財源は既にある、もしくはまず間違いなく助成いただけると言う部分が2,000数百万ございます。まあこういったものとの活用も合わせまして、来年度にまわしていいもの、あるいは今年度少しでも着手をすべきもの、予定どおりやっていくべきもの、みたいな形での事業仕分けをしていく、そして内示が来るまでにはしっかりと準備をして内示、あるいは交付決定があったら速やかな事業進行、進捗がはかれるように努力をするというのはすべての分野に共通して考えていく必要があるというふうに思っております。

○企画情報課長（戸野 隆弘君） 議長、企画情報課長。

○議長（野口 俊明君） 戸野企画情報課長。

○企画情報課長（戸野 隆弘君） 女性の活躍の場、創設事業の件での質問にお答えいたします。

まず何回ぐらいかということがございますけれども、詳細につきましては、専門アドバイザーを決定してそしてそちらのほうと詰めるということですが、になるわけですが、今時点のこちらの内々の考え方としては、少なくとも基本的な会としては5回や6回以上あるだろうと。ただそれだけですむものではなくて、その話のなかで、いろいろテーマ別等に分かれて具体的な活動なり実践なりに向けて散っていくという作業が出てくると思いますので、そういった派生する部分を含めるとかなりの回数になるものと



思っております。

人数としては来られる方をできるだけ受け入れたいと思いますが、20人から30人ぐらいがある程度は適当な人数ではないかとは思っております。ただこれは、これからの関係の団体と、これからと言いますか、団体等に呼びかける分もありますし、一般的な募集で希望される方もあると思いますので、限定するところが難しいところがありますけれども、先ほど言ったような人数がある程度適当ではないかというふうな考え方はしております。これもまたアドバイザーとの協議調整で変更する可能性はございます。以上です。

○議員（10番 近藤 大介君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 近藤 大介君。

○議員（10番 近藤 大介君） まず予算総額のこと確認なんですけれども、予備費の使い道についていろいろ不測の事態ということもありましたが、確認なんですけれども、今回決算、26年度決算ができたということで見ますと、27年度の繰越がですね、4億、実質収支でまあ、実質収支として4億1,500万あるということでございます。どうも当初予算には2億しか組んでないようですので、実は今現在、予備費以外にもですね、使い道の決まっていない自由になるお金が繰越金として、言い方が悪いですけど2億ほど隠してあるということが言えるんじゃないかと思うんですが、それで間違いないかどうかということを確認のためお答えいただきたいと思っております。

それから、女性の事業の関係でございましてけれども、本当に年末慌ただしくなってから着手するのにですね、3月末までに20から30人の規模の協議会が5回も6回も会議ができるのか、視察も含めて活動ができるのか、大丈夫かなって本当に心配するわけですけども、まあそれを踏まえた上でですね、その女性の活躍の場を作る、雇用の場を確保する、これが今年度中に目途がたつものがないはずですよ。やはり中期的、長期的にですね、活動を続ける、支援することが必要と思うわけですけど、今回はたまたま地方創生で補助金、使える補助金があって予算つきました。来年以降はそういうことなるかどうか分からないわけですけども、来年度以降もやはりその予算を確保していくという覚悟があるのかどうかということをお尋ねしておきたいと思っております。

○総務課長（酒嶋 宏君） 議長、総務課長。

○議長（野口 俊明君） 酒嶋総務課長。

○総務課長（酒嶋 宏君） 財源を留保しておりますのは、近藤議員が言われるとおり、まだございます。

○地方創生本部事務局長（福留 弘明君） 議長、地方創生本部事務局長。

○議長（野口 俊明君） 福留地方創生本部事務局長。

○地方創生本部事務局長（福留 弘明君） 失礼いたします。来年度以降の財源確保も含めてでございますが、今回先行型の事業として具体的に国に対して申請をさせていただきます。

いたものにつきましては、基本的には来年度以降も継続して取り組むべきものといったものを地方創生総合戦略に盛り込むというのを前提として申請をしているところであります。確かに国の来年度の概算要求が1,080億にとどまったといったような情勢もございいますので、確定的、断定的には申し上げることができませんけれども、来年度の予算編成、事業計画立案等の過程においてこの地方創生の先行型に取り組みました事業についてはいわゆる我々のなかでの優先度というのはかなり高いものであるというふうに思っております。以上です。

○議長（野口 俊明君） 他に質疑ありませんか。

○議員（1番 加藤 紀之君） 議長、1番。

○議長（野口 俊明君） 1番 加藤 紀之君。

○議員（1番 加藤 紀之君） 全員協議会のなかで総務課からいただいた資料ですね、本庁舎他財産管理修繕67万3,000円というのがあるんですけども、予算書のほうをみると合致する金額というのがないのでちょっとこれについて教えていただきたいのと、それとその中に本庁舎懸垂幕装置修繕というのがありますけれども、これは私が議員になってから使われているのを見たことがないんですけど、6月定例会で大杖議員がされた一般質問を受けての修繕でしょうか。この2点をお願いします。

○総務課長（酒嶋 宏君） 議長、総務課長。

○議長（野口 俊明君） 酒嶋総務課長。

○総務課長（酒嶋 宏君） すみません。資料のほうがちょっと間違っておりまして61万3,000円が正しい数字です。

それから懸垂幕装置というのは駐車場のところにありますけれども、それが使えなくなっておりますので、修繕という形で出しております。

○議長（野口 俊明君） いいですか。

○議員（1番 加藤 紀之君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 加藤 紀之君。

○議員（1番 加藤 紀之君） そうすると予算書のほうが正しいということですね。もう1個の懸垂幕装置の話なんですけども、今までは壊れてたから使ってなかっただけで、大杖議員がされた一般質問とは全く関係なく修繕をされるということでしょうか。

○総務課長（酒嶋 宏君） 議長、総務課長。

○議長（野口 俊明君） 酒嶋総務課長。

○総務課長（酒嶋 宏君） はい、すみません。大杖議員がされたものとはちょっと違ってですね、まだ使い物になってないので、それを取りあえず直すということでございます。

○議長（野口 俊明君） 他に質疑ありませんか。

○議員（9番 野口 昌作君） 議長、9番。

○議長（野口 俊明君） 9番 野口 昌作君。

○議員（9番 野口 昌作君） 9ページにパソコン購入等で3,600万ほどみてありますけれど、10万円のパソコンを買ったとすれば、300台から買うようなことになるですけれど、これはですね、どのようなことからこういうことの数字でなっているかということでございます。

それから13ページの畜産事業費で鳥取和牛振興の関係で1,233万4,000円ということが出ておりますが、これまあ5名の22頭ということでございますが、22頭と言えはかなりの金額の助成になるわけですが、これまあ率でいくのか、金額でいきているのかということをお伺いしたいです。

それからその下の工事請負費でため池浚渫工事1,000万見てありますが、何か所ぐらいの予定をされているかということと、それから15ページにですね、エコトラック事業の備品が780万ということでございますが、エコトラック事業でですね、どのような備品を揃えてどういうことを計画されているかということちょっとお伺いしたいです。

○総務課長（酒嶋 宏君） 議長、総務課長。

○議長（野口 俊明君） 酒嶋総務課長。

○総務課長（酒嶋 宏君） 3,666万の備品購入、パソコン購入等ということですがけれども、これにつきましてはですね、ウィルスを防ぐ機械でサウンドボックスという機械がございます、これが473万3,000円、それから同じくこれもウィルスを防ぐ装置なんですけれども、BPN装置ファイヤーウォール購入で132万7,000円、それから基幹系の業務と情報系の部分を切り離す関係でパソコンを100台程度、それに伴いましてウィルス再柵ソフトメモリーDVD-ROM等を購入することになっておりまして、これがだいたい2,000万円程度というような内訳になっております。

○農林水産課長（山下 一郎君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 山下農林水産課長。

○農林水産課長（山下 一郎君） 和牛の増頭の関係でございます。これ県と町が、県が2分の1、町が6分の1を負担をいたしまして、3分の2補助ということでございます。予算については、3分の2部分を計上しております。

全体の事業としては、1,850万、22頭の購入経費が1,850万を見込んでおりまして、その3分の2を予算化しているところでございますので、だいたい今1頭当たり84万円程度が見込みになっているところでございます。

それからこの事業につきましては3カ年の事業でございます。一応3カ年で約75頭の導入という計画に対しての助成をしていくものでございまして、2年目、3年目につきましては、今年は5名ですけども2年目、3年目は7名の方が取り組みたいという今計画になっているところでございます。

続きましてため池の関係でございます。これは1カ所、赤松のほうの集落にあるため

池の浚渫を計画しているところでございます。以上です。

○地方創生本部事務局長（福留 弘明君） 議長、地方創生本部事務局長。

○議長（野口 俊明君） 福留地方創生本部事務局長。

○地方創生本部事務局長（福留 弘明君） 失礼いたします。エコトラック事業関連で備品購入費計上をお願いしているところでございますが、若干の管理用のパソコン等もございまして、主なものはこのエコトラックシステムをスタートさせるのに必要な備品ということでシーカヤックでありますとか、自転車、そしてそういったものを運搬したりお客様の荷物を運ぶための自動車、そういったものの購入費を計上いたしているところでございます。

○議長（野口 俊明君） いいですか。

〔「はい」と呼ぶものあり〕

○議長（野口 俊明君） 他に。

○議員（14番 岡田 聡君） 議長、14番。

○議長（野口 俊明君） 14番 岡田 聡君。

○議員（14番 岡田 聡君） 15ページの観光費の関係ですが、大山観光局DMO化調査事業委託料、DMO化とは何か、マーケティングやプロモーション、プランディングのほか、品質管理や安全管理、資源管理、これら観光地の維持成長に向けたマネジメント、を担う一連の組織のようですが、観光の世界的な先進地域の主流の考え方になっているようですけども、大山町ではどのような観光地に限ってこれの観光振興とかまちづくりに活かす考えなのか、将来的にどのような方向へ導くお考えなのか、その点と、それから今回100万円の予算計上されていまして、そのうちの64万円が視察研修ということで長野県の妙高高原と北海道のニセコでしたっけ。まあ長野県妙高高原なんて非常に首都圏からも新幹線で1時間余りですか、非常にホテルの数も多いですし、いろいろなグラウンドとかコートとか非常に数が多い。首都圏から非常に合宿等が多いというところですが、あまりにも立地が恵まれて大山町の参考になるのか。

他に、DMOの関係で先進的な取り組みをやっているところが、南房総市とか、長野県では飯田市のようですけど、そこらあたり本当に大山町にあったような、大山町が目指す方向にあったような先進地なのかどうか、そこらへんお願いします。

○地方創生本部事務局長（福留 弘明君） 議長、地方創生本部事務局長。

○議長（野口 俊明君） 福留地方創生本部事務局長。

○地方創生本部事務局長（福留 弘明君） 失礼いたします。DMOに関してであります。議員ご指摘のとおり、正にマネジメントも含めてやっていく、そしてマーケティングも入っていく。私はDMOを日本語にするときに、観光まちづくり組織と勝手に言い換えておりますけれども、これまで商品を売るだけであった観光団体、あるいは観光エージェント、旅行エージェント、そして自分の地域の中だけを中心に取り組みをしてきた

まちづくり活動、そういったものを一体的に面倒が見える組織なのかなと勝手に理解をしているところでもあります。

視察先の選定等でございますが、まず大山町でやらなきゃいけないのは、大山観光局というものがはたして地域のDMOとして、どういった活動ができるのか、どういった活動していくべきなのかといったところのまず調査からじゃないのかなというふうに思っております。

したがいまして、まあ長野県であったりニセコであったりという国が名指しで参考例として出している地域というのは、いわゆるその組織としての活動をどういうふうな目的でどういう内容をどういう体制でやっていてどういう成果を収めているのかといったようなところなのかなというふうには思っています。合わせましてご指摘にもありましたような、例えば南信州観光公社であるとか、飯田市であるとか、わりと地域資源に恵まれないという言葉が悪いですけども、それを精一杯活用されている先例もございます。南房総とも実は大山町おつきあいをさせていただいてですね、いろいろとノウハウの交流等もやってきておるといったようなところもございまして、そのなかでいくつかの所を選んでいただいてしっかり勉強していただくかなというふうに考えております。

○議長（野口 俊明君） いいですか。他に質疑ありませんか。

○議員（13番 岩井 美保子君） 議長、13番。

○議長（野口 俊明君） 13番 岩井 美保子君。

○議員（13番 岩井 美保子君） 先ほどから話題になっておりましたが、8ページの企画費の中で謝礼金、大山女性の活躍の場創生事業アドバイザー謝礼70万のなかですすね、国内交流20周年記念品として3万円あげてあります。これは、具体的にどのような方にどのような記念品を送られるのかお聞かせください。

○企画情報課長（戸野 隆弘君） 議長、企画情報課長。

○議長（野口 俊明君） 戸野企画情報課長。

○企画情報課長（戸野 隆弘君） 国内交流20周年記念品のご説明をさせていただきます。大山町の友好交流としてあります呉市との交流が今年度20周年を迎えるところであります。

このことにつきまして、呉市さんのほうと何らかの記念行事をということで、協議をしておったところでございますが、拠点としては、11月8日に呉の食の祭典が呉市で開かれます。大山町は毎年そこに物産等をもって、大山町の物産の紹介ということで出かけておりますけども、その場ですすね、記念品の交換をしようということになりました。そういうことで金額的なところも呉市さんと調整をいたしまして、呉「食の祭典」の時に町長が参りましてそのセレモニーの中で記念品の交換をするという予定にしております。以上です。

○議長（野口 俊明君） 他に質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口 俊明君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

○議員（10番 近藤 大介君） 議長、10番。反対討論。

○議長（野口 俊明君） はい、まず原案に反対者の発言を許します。10番 近藤 大介君。

○議員（10番 近藤 大介君） 本案の反対の討論をいたします。先ほどの質疑でも明らかにしましたけれども、大山町の普通建設事業費、道路の整備だったり、漁港の整備、各種施設の建設にあたる費用でございますが、これについては合併時に比ばまして総額で2分の1から3分の1の額まで少なくなってきました。片やまあ当初予算の総額は合併時と比べてそう変動はありませんで、今年度も26年度に比べて約1割多い約110億円の当初予算がついておりました。これがいったいどういうことかということ、まあ先ほど監査委員さんからの監査報告の指摘もありましたが、大山町には、耐用年数を超えたまあ古い建物だったり、などがあるわけでしたけれど、こういった古くなって住民に使われていない資産が、そのまま残っていると。そういう状況のなかでそれらについての維持管理、補修費も年々増えております。これらを計画的に閉鎖していくというのも町の課題となっているわけですが、片方では建設事業は減らしやすいということでどんどん減ってきておりますが、片方ではそういった古い建物の維持管理費、補修費あるいは各種団体への補助金等ですね、いわゆる物件費と言われるものについては、合併後、年々増加する傾向にあります。物件費の上昇をいわば放置しておいたままですね、必要な公共事業についての予算を削減するというのはやはり適当だと思いません。現に今回の補正予算でも、予備費に2,000万円回すだけの財政的な余裕が今現在あると、なおかつ26年度からの繰越金で財源化していないお金が2億円あるような状況の中で、たとえ有利な補助金の枠が取れなかったからと言ってですね、必要な公共事業の投資を減額すべきではないと考えますので、今回の補正予算については、反対をいたします。以上です。

○議長（野口 俊明君） 次に原案に賛成者の発言を許します。ありませんか。他に討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口 俊明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。これから議案第105号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（野口 俊明君） 起立多数です。したがって、議案第105号は原案のとおり可決

されました。

ここで暫時休憩いたします。再開は 2 時 40 分といたします。休憩します。

午後 2 時 30 分休憩

午後 2 時 40 分再開

日程第 30 議案第 106 号～日程第 31 議案第 107 号

○議長（野口 俊明君） 再開いたします。

日程第 30、議案第 106 号 平成 27 年度大山町夕陽の丘神田特別会計補正予算（第 1 号）と、日程第 31、議案第 107 号 平成 27 年度大山町公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）についての計 2 件を一括議題とします。提案理由の説明を求めます。町長 森田 増範君。

○町長（森田 増範君） 議長。

○議長（野口 俊明君） 森田町長。

○町長（森田 増範君） 議案第 106 号 平成 27 年度大山町夕陽の丘神田特別会計補正予算（第 1 号）につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ 134 万 1,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 1,518 万 9,000 円とするものであります。

歳入からご説明を申し上げます。

第 5 款寄附金を 50 万円の増額、第 10 款繰入金は一般会計からの繰入金で 84 万 1,000 円の増額といたしております。

次に歳出につきましてご説明をいたします。

第 5 款総務費を 134 万 1,000 円の増額といたしております、その主なものは一般管理費の施設修繕料を 157 万円の増額、仮設トイレリース料を 70 万円の減額、大会時に使用するテントの購入費として施設備品 47 万 1,000 円の増額であります。

以上で、提案理由の説明を終わります。

次に議案第 107 号 平成 27 年度大山町公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）につきまして提案理由の説明を申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ 496 万 4,000 円を増額し、歳入、歳出それぞれ 4 億 1,291 万 7,000 円とするものであります。

歳入からご説明を申し上げます。

第 20 款繰入金 496 万 4,000 円の増額は、事業費の増額によるもので一般会計からの繰入金であります。

次に歳出につきましてご説明いたします。

第 5 款事業費第 10 項公共下水道事業費 496 万 4,000 円の増額は施設修繕料の増額であります。以上で、提案理由の説明を終わります。

よろしくお願いを申し上げます。

---

**散会報告**

○議長（野口 俊明君） 町長よりの提案理由の説明が終わりました。以上で、本日の日程は全部終了しました。

次会は、あさって9月9日に会議を開きますので、午後9時30分までに本議場に集合してください。本日は、これで散会します。

---

午後2時45分散会